

災害時職員行動 マニュアル

平成 28 年 3 月
沖 縄 市

目 次

第1章 総則	1
第1節 本マニュアル策定の目的	1
第2節 本マニュアルの活用方法	1
第3節 参集時の注意事項と職員の心得	1
第2章 災害別体制フロー	2
地震・津波災害	2
風水害等	3
台風	4
災害規模に応じた災害対策体制イメージ	5
第3章 災害対策マニュアル	6
第1節 災害対策初動体制	6
第2節 災害対策警戒体制	7
1. 緊急対応班	7
2. 災害対応活動班（水防班）	9
3. 各班における各課の活動内容	11
第3節 災害対策本部体制	30
時系列対応表（災害対策本部設置からの手順）	34
1－1 災害対策本部の設置基準（地震・津波編）	35
1－2 災害対策本部の設置基準（風水害等編）	36
1－3 災害対策本部の設置・運営	37
2 津波災害時の対応	40
3 庁舎機能の確保	41
4 情報通信機器の設置・レイアウト	44
5 情報収集・伝達	45
6 避難誘導	70
7 要援護者支援	71
8 医療救護活動	72
9 災害支援の受入れ	74
10 広報・報道対応	75
11 外国人への対応	78
12 避難所の設置・運営	79
13 食品・物資の供給	80
14 給水	82
15 ボランティアとの連携	84
16 行方不明者の捜索・遺体の埋火葬	86
17 道路災害応急対応	89
18 し尿処理及び災害廃棄物処理	91
19 大規模火災時の対応	93

第1章 総則

第1節 本マニュアル策定の目的

本市においては、災害対策基本法第42条に基づいた地域防災計画が作成されており、防災上の基本計画として位置づけられ、災害対応事務毎に示すことで内容を充実させているものである。

しかしながら、その範囲は多種多様な対応となり、膨大なページ数となることから、効率的かつ迅速性のある事務執行に結びつきにくいことが課題となっている。このような現状と本市職員の危機管理意識の高揚を図り、災害が予想される又は災害が発生した場合において全ての職員が迷いなく対応するため、「災害対策初動体制」「災害対策警戒体制」「災害対策本部体制」における職員の行動を示し、各担当部署における役割等が共通認識されるものとして、「災害対応職員マニュアル」を策定するものである。

第2節 本マニュアルの活用方法

マニュアルの内容を踏まえ、参集・配備要領、情報伝達、災害時の対応など、各自の役割分担等を確認するとともに、災害時に迅速に対応するために活用する。

しかし、災害の状況によっては、地域防災計画や本マニュアルどおりに活動できない場合があるため、マニュアル等を前提として冷静かつ臨機応変に対応することも大切である。

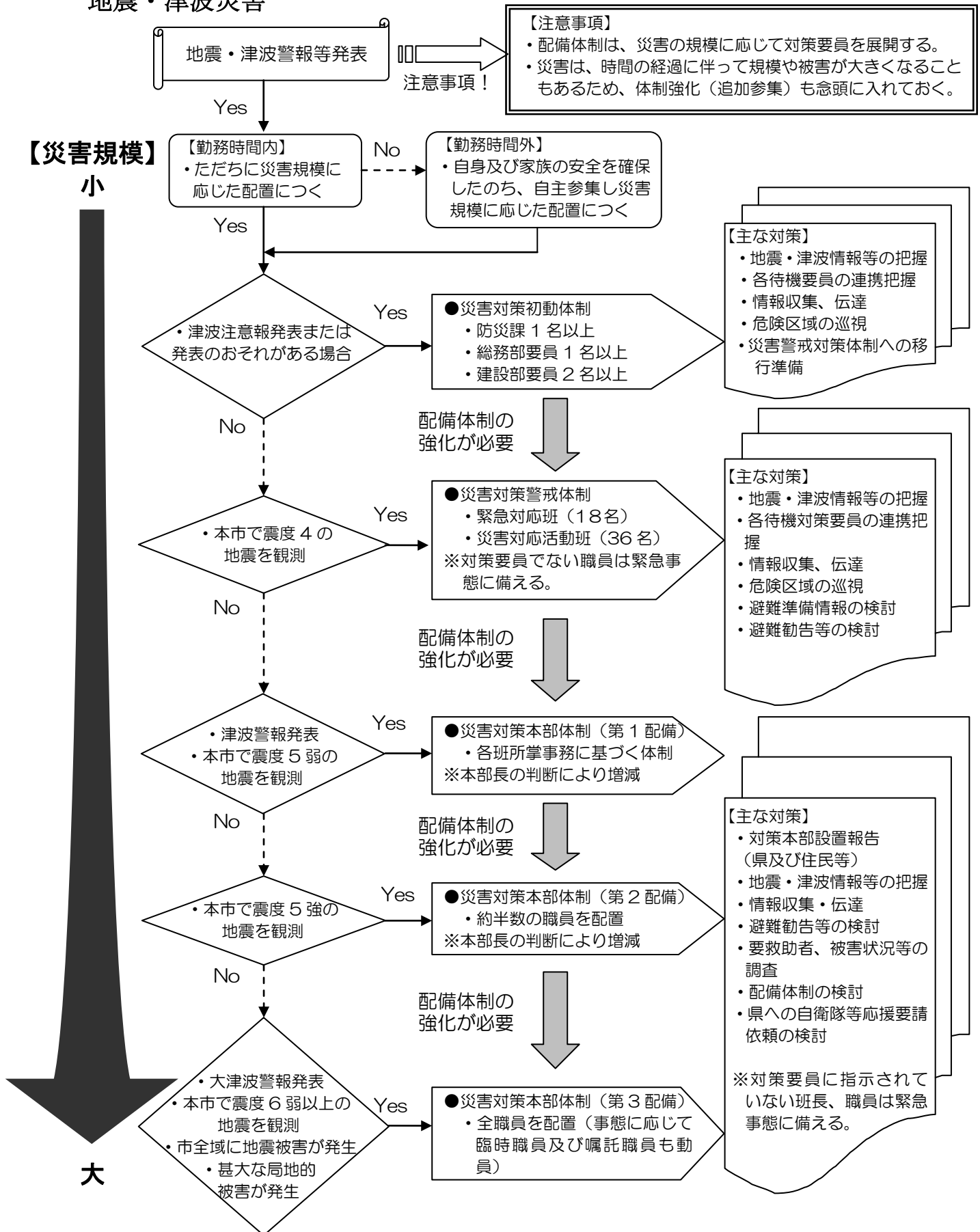
なお、本マニュアルは、定期的に行われる防災訓練や台風時における災害対応等を踏まえて適宜見直しを行い、より効率的で実践に即した内容に充実させていくものである。

第3節 参集時の注意事項と職員の心得

- 勤務時間内においては、災害規模等に応じた配備体制を迅速にとるものとし、勤務時間外の参集においては、各自及び家族の安全を確保したのち、参集するものとする。
- 大規模災害発生時には、職員はただちに参集することを基本とするが、参集途中で避難及び救助を要する人と遭遇する可能性もある。その場合には、必要に応じて消防、警察等へ通報し周辺住民へ協力を依頼したのちに、ただちに参集するものとする。
- 情報連絡手段や伝達系統が有効なときは、責任者（所属課長等）へ報告し、指示を受けながら行動することを心がける。
- 災害時には、様々な情報が錯綜（デマ等）し、住民の混乱を誘発する危険性がある。職員は、根拠の確かな情報の収集に努め、不確実な情報に基づく発言は慎むこととする。
- 災害対応は、本市職員全員であたることを基本とし、各自所属する課の地域防災計画に基づく事務分掌等に従い対応するものである。

第2章 災害別体制フロー

地震・津波災害



風水害等

風水害の警報等発表

注意事項！

【注意事項】

- ・ 配備体制は、災害の規模に応じて対策要員を展開する。
- ・ 災害は、時間の経過に伴って規模や被害が大きくなることもあるため、体制強化（追加参集）も念頭に入れておく。

Yes

【勤務時間内】
・ ただちに災害規模に応じた配置につく

No

【勤務時間外】
・ 自身及び家族の安全を確保したのち、自主参集し災害規模に応じた配置につく

Yes

【災害規模】

小

・ 高潮注意報が発表され本市に影響がある場合

Yes

防災関係者は招集時に備える

No

配備体制の強化が必要

・ 大雨・洪水警報発表

Yes

● 災害対策初動体制
・ 防災課 1 名以上
・ 総務部要員 1 名以上
・ 建設部要員 2 名以上

No

配備体制の強化が必要

・ 土砂災害警戒情報発表
・ 高潮警報発表

Yes

● 災害対策警戒体制
・ 緊急対応班（18 名）
・ 災害対応活動班（36 名）
※ 対策要員でない職員は緊急事態に備える。

No

配備体制の強化が必要

・ 航空事故等の発生
・ 負傷者が 50 人以上の事故等

Yes

● 航空事故等対応班の編成
・ 緊急対応班（18 名）
・ 基地政策班
※ 状況に応じ検討し設置

No

配備体制の強化が必要

・ 特別警報発表
・ 浸水、土砂災害の発生のおそれがある場合
・ 被害が発生した場合

Yes

● 災害対策本部体制（第 1 配備）
・ 各班所掌事務に基づく体制
※ 状況に応じ検討し設置
※ 本部長の判断により増減

No

配備体制の強化が必要

・ 本市全域で被害拡大が予測

Yes

● 災害対策本部体制（第 2 配備）
・ 約半数の職員を配置
※ 本部長の判断により増減

No

配備体制の強化が必要

・ 本市全域で被害が拡大し体制強化が必要

Yes

● 災害対策本部体制（第 3 配備）
・ 全職員を配置（事態に応じて臨時職員及び嘱託職員も動員）

【主な対策】

- ・ 気象警報等の把握
- ・ 各待機要員の連携把握
- ・ 情報収集、伝達
- ・ 災害警戒対策体制への移行準備

【主な対策】

- ・ 気象情報等の把握
- ・ 各待機対策要員の連携把握
- ・ 情報収集、伝達
- ・ 危険区域の巡視
- ・ 避難準備情報の検討
- ・ 避難勧告等の検討

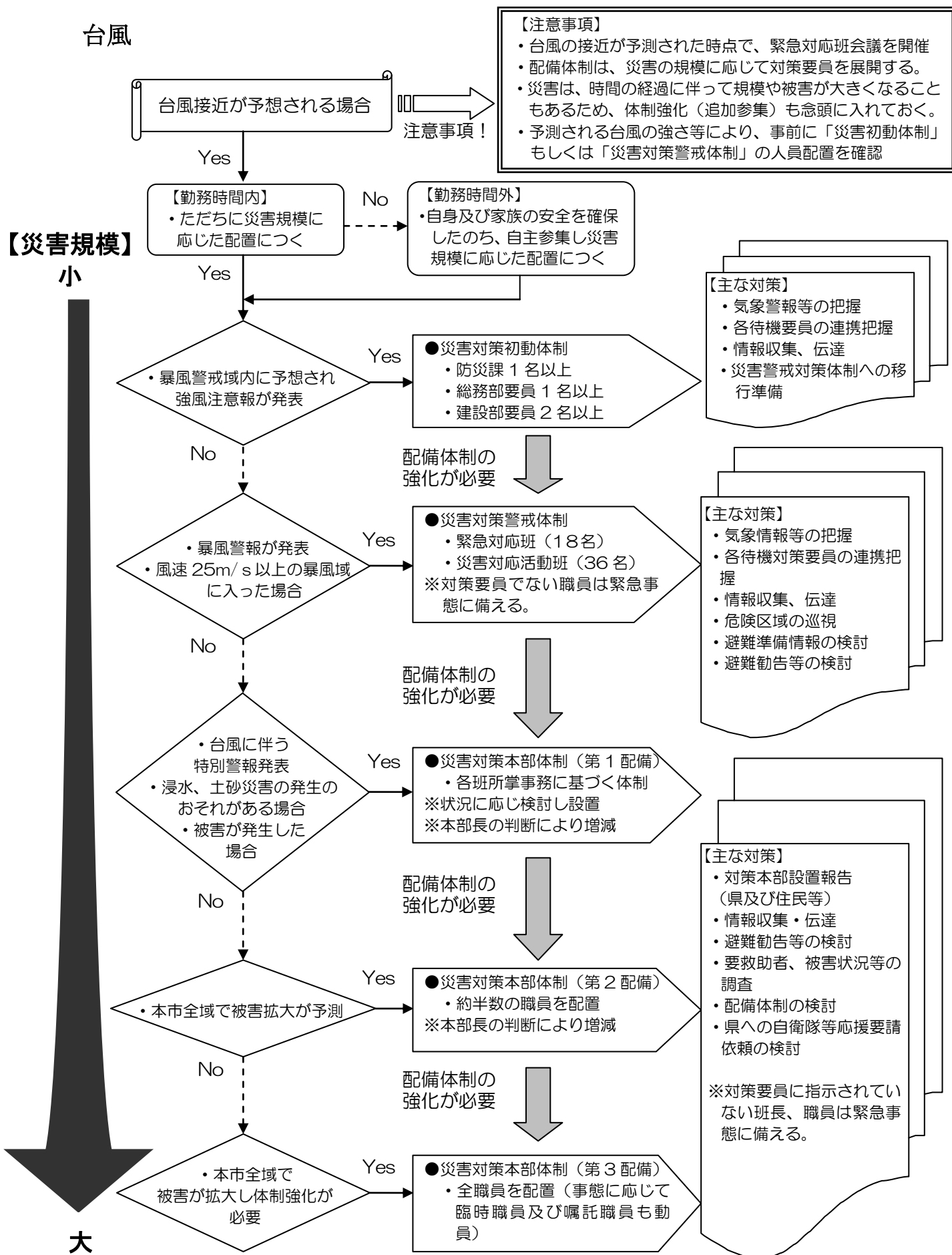
【主な対策】

- ・ 対策本部設置報告（県及び住民等）
- ・ 情報収集・伝達
- ・ 避難勧告等の検討
- ・ 要救助者、被害状況等の調査
- ・ 配備体制の検討
- ・ 県への自衛隊等応援要請依頼の検討

※ 対策要員に指示されていない班長、職員は緊急事態に備える。

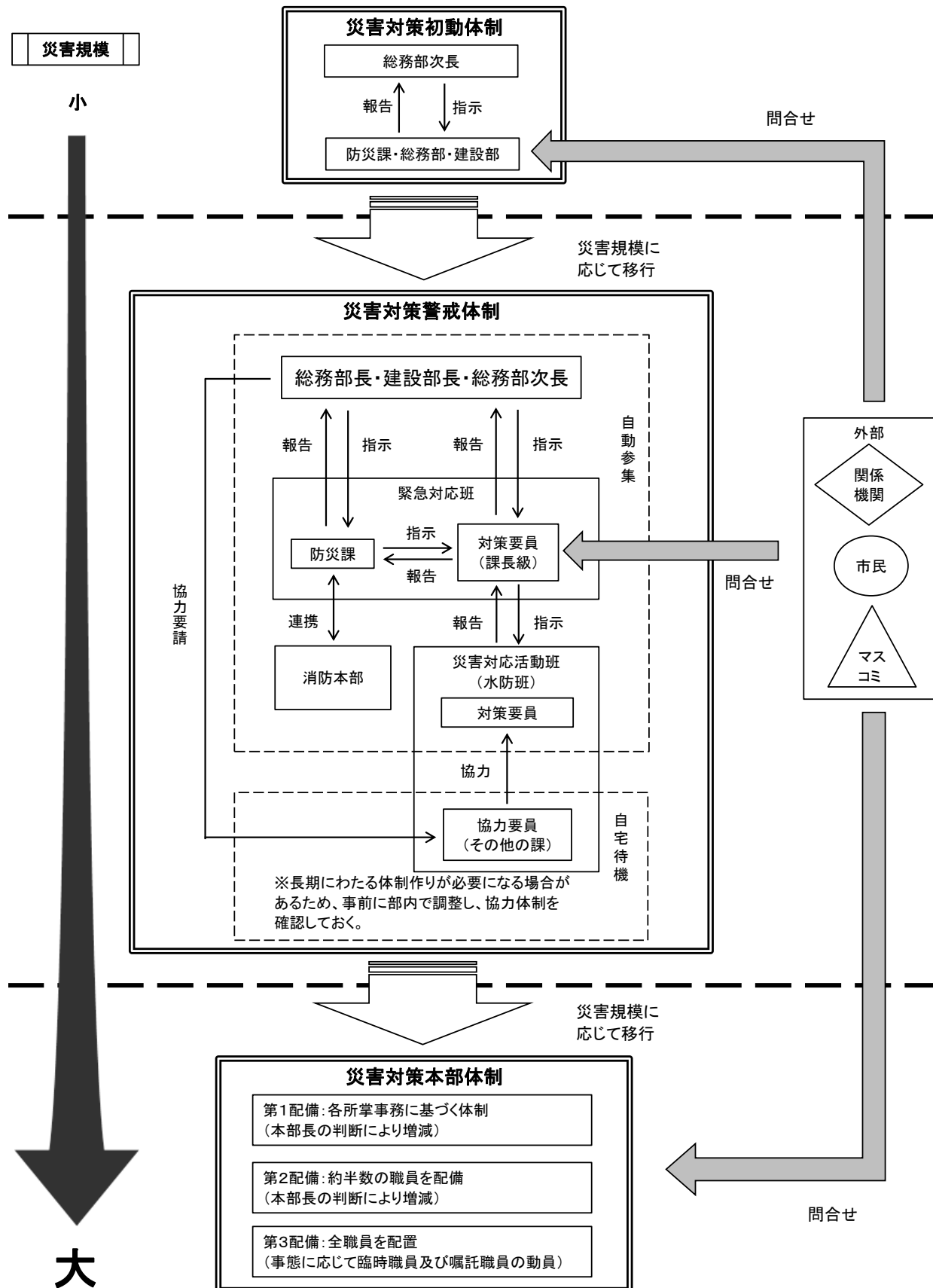
大

台風



災害規模に応じた災害対策体制イメージ

災害の規模に応じて、以下のフローのように「災害対策初動体制」「災害対策警戒体制」「災害対策本部体制」へと移行していくものである。



第3章 災害対策マニュアル

第1節 災害対策初動体制

災害対策初動体制は、本市に災害が発生するおそれがある場合に、以下の配備基準に応じ
て取る配備体制である。

本体制における役割は、「気象情報の収集・把握」「各待機要員の連携・把握」「情報の収
集・伝達」となるが、本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに「災害対策警
戒体制」へ移行できるよう備える。

<配備基準>

- ①津波注意報が発表または津波注意報が発表されるおそれがある場合
- ②大雨・洪水警報が発表された場合
- ③暴風警戒域内に予想され、強風注意報が発表された場合

●指揮者、要員、設置場所

災害対策初動体制における指揮者、要員及び設置場所は、以下のとおりである。

<指揮者>

指揮者：総務部次長
副指揮者：防災課長

<災害対策初動体制要員>

防災課：1名以上
総務部要員：1名以上
建設部要員：2名以上

<設置場所>

本庁舎（各課内）

●活動内容

災害対策初動体制における活動内容は、以下のとおりである。

- ①気象情報の収集・把握
- ②各待機要員の連携・把握
- ③情報の収集・伝達

第2節 災害対策警戒体制

災害対策警戒体制は、本市に災害が発生するおそれがある場合に、以下の配備基準に応じて取る体制である。災害対策警戒体制には、「緊急対応班」と「災害対応活動班（水防班）」があり、緊急対応班は市民等からの電話対応や情報収集・伝達等を行い、現場対応が必要な場合には「災害対応活動班（水防班）」を招集し、対応する体制である。

また、現場対応の状況に応じて、要員が不足している場合、各部内の職員を「協力要員」として招集し対応する。ただし、切迫性が高い案件については、災害対応活動班（水防班）の招集を待たず、すでに配備している全ての職員で対応する。

<災害対策警戒体制の配備基準>

- ①本市で震度4の地震が観測された場合
- ②沖縄本島地方に津波注意報が発表され、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を必要とする場合
- ③大雨（洪水）警報が発表され、本市に災害が発生するおそれがある場合
- ④土砂災害警戒情報が発表された場合
- ⑤台風の暴風域（風速25m/s以上）に入った場合、または暴風警報が発表された場合
- ⑥高潮警報が発表された場合

●災害対策警戒体制の指揮者

災害対策警戒体制における指揮者は、以下のとおりである。

<指揮者>

指揮者：総務部長
副指揮者：建設部長、総務部次長

1. 緊急対応班

緊急対応班は、災害対策警戒体制時に招集される班であり、主な活動は気象や災害情報の収集・伝達をはじめ、市民や関係機関から寄せられる電話対応を行い、その内容を記録（防災情報システムに入力）することである。また、専門的な内容や現場対応が必要であると判断される場合には、担当課へその内容を伝達するとともに、現場対応をする者と連絡調整を行う。

緊急対応班の要員は、現場対応の必要性を判断することもあるため、緊急対応班に割当てられている各課長で構成することを基本とする。ただし、長期的な対応も考えられるため、課の事務分掌や災害対応を把握している課長補佐や係長級等を代理として配備することができる。

<配備基準>

上記にある、「災害対策警戒体制の配備基準」に従い招集する。

●班長、要員、設置場所

緊急対応班の班長、要員及び設置場所は、以下のとおりである。

＜緊急対応班長＞

班長：防災課長

＜要員＞

緊急対応班の要員

部 名	課 名 ・ 役 職 名	配備数
総 務 部 (班 長 : 防 災 課)	防災課長、防災課(1名以上※)、総務課長、秘書 広報課長、契約管財課長	5名
企 画 部	政策企画課長	1名
建 設 部	道路課長、下水道課長	2名
市 民 部	市民生活課長、環境課長	2名
健 康 福 祉 部	健康福祉総務課長	1名
こどものまち推進部	こども企画課長	1名
経 済 文 化 部	観光振興課長、農林水産課長	2名
教 育 委 員 会	教育総務課長、指導課長	2名
消 防 本 部	消防総務課長	1名
水 道 局	水道総務課長	1名
合 計		18名

※災害規模に応じて増員

＜設置場所＞

本庁舎4階第1会議室

※防災課については、課内で対応

※水道総務課については、水道局庁舎で対応

●活動内容

緊急対応班における活動内容は、以下のとおりである。

- ①気象・災害情報の収集・伝達
- ②市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録
- ③現場対応が必要な場合における「災害対応活動班（水防班）」の招集
- ④災害対応活動班（水防班）への指示
- ⑤避難準備情報・避難勧告の検討
- ⑥避難所開設の検討
- ⑦災害対策本部体制への移行の検討

●緊急対応班会議について

台風接近時など、本市に影響があると予測できる災害については、襲来に備え事前会議を

開き、配備態勢や各課の行事（イベント、予防接種、保育業務、ごみ収集等）に関することを確認する。

2. 災害対応活動班（水防班）

災害対応活動班（水防班）は、災害が発生または発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて現場対応が必要または必要になると予想される時に招集されるものである。災害対応活動班（水防班）の要員は、「対策要員」と「協力要員」で構成され、「対策要員」のみでは現場対応の人員が足りない場合に各部において「協力要員」を招集する。

災害対応活動班（水防班）は、災害対策警戒体制の指揮者（総務部長）の指示に基づき、気象・災害状況等により対応が必要な現場で活動を行うものである。

配備基準は、以下のとおりである。

＜災害対応活動班（水防班）の配備基準＞

- | |
|-------------------|
| ①現場対応の必要性が予想される場合 |
| ②現場対応の必要がある場合 |

●対策要員、設置場所

災害対応活動班（水防班）の対策要員及び設置場所は、以下のとおりである。

＜対策要員＞

災害対応活動班（水防班）の対策要員

部 名	課 名 ・ 役 職 名	配備数
総 務 部	総務課	1 名
	契約管財課	1 名
	秘書広報課	1 名
建 設 部	下水道課	4 名
	建築・公園課	2 名
	道路課	4 名
	市営住宅課	2 名
市 民 部	市民生活課	2 名
	市民課	1 名
	環境課	2 名
健 康 福 祉 部	健康福祉総務課	2 名
	高齢福祉課	1 名
こどものまち推進部	こども企画課	1 名
経 済 文 化 部	観光振興課	1 名
	農林水産課	1 名
教 育 委 員 会	教育総務課	1 名
	指導課	1 名
	市民スポーツ課	1 名
水 道 局	水道総務課	5 名
消 防 本 部	消防総務課	2 名
合 計		36 名

<設置場所>

各課内または各現場対応が必要な場所

●活動内容

対策要員の活動内容は、現場対応が基本となり、主に以下の内容が想定される。

<活動内容>

- ①危険区域の巡回及び広報
- ②飛散物の固定、障害物の除去
- ③避難者対応・避難所運営
- ④その他現場対応

●災害対応活動班（水防班）の協力要員とは

災害の状況に応じて「災害対策本部体制（第1配備）」への移行は必要ないものの、各課の対応の中で「緊急対応班」及び「災害対応活動班（水防班）」の対策要員では人員が足りない場合に、各部内の対策要員に割当てられていない職員を必要に応じて「協力要員」として招集するものである。

また、台風接近時などにおいては、数日にわたっての対応も考えられることから、前もって各部内で調整し交代要員のローテーションを決めておくものとする。

主な活動内容は、現場対応を行っている対策要員と協力して活動することが基本である。

<協力要員>

部 名	課 名
総 務 部	人事課、納税課、市民税課、資産税課
企 画 部	プロジェクト推進室、財政課、基地政策課、情報推進課
市 民 部	平和・男女共同課
健 康 福 祉 部	障がい福祉課、保護課、市民健康課、国民健康保険課
こどものまち推進部	保育・幼稚園課、こども家庭課、こども相談・健康課
経 済 文 化 部	商工振興課、文化芸能課、企業誘致課、中心市街地活性化推進課
建 設 部	都市整備室、用地課、区画整理課、計画調整課
水 道 局	工務課、管理課、料金課
教 育 委 員 会	施設課、生涯学習課、学務課、学校給食センター、市立郷土博物館、中央公民館、市立図書館、青少年センター、教育研究所
支 援 対 策 部	会計課、議会事務局、庶務課、議事課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

※企画部の「情報推進課」は策定している業務継続計画（BCP計画）に基づき活動する。

3. 各班における各課の活動内容

< 災害対策警戒体制における各部の体制及び各課の主な活動内容 >

災害対策警戒体制における各部各課の活動の概要は、以下の表のとおりである。「緊急対応班」「災害対応活動班（水防班）」別に整理しており、 はその班及び要員における活動はないということである。
なお、各課の活動の詳細については、次ページの「各課の活動内容」を参照。

部名	課名	体制規模（人員） ➡ 強化（人員増）➡ 強化（人員増）		
		緊急対応班（班長：防災課長）	災害対応活動班（水防班）	
			対策要員	協力要員
総務部	総務課	情報収集、電話対応	部内の応援	
	防災課	自身の課において、情報の収集及び市民等への情報伝達、関係機関との連絡調整、各班への情報伝達など総合的な取りまとめ		
	秘書広報課	情報収集、電話対応	部内の応援	
	契約管財課	情報収集、電話対応	本庁舎の応急対応等	
	上記以外の課			部内の応援
企画部	政策企画課	情報収集、電話対応		
	上記以外の課			部内の応援等
建設部	道路課	情報収集、電話対応	現場対応（道路の冠水など）	
	下水道課	情報収集、電話対応	現場対応（道路の冠水など）	
	建築・公園課		現場対応及び部内の応援	
	市営住宅課		現場対応及び部内の応援	
	上記以外の課			部内の応援
市民部	市民生活課	情報収集、電話対応	避難所開設時の対応	
	環境課	情報収集、電話対応	現場対応及び部内の応援	
	市民課		部内の応援	
	平和・男女共同課			部内の応援
健康福祉部	健康福祉総務課	情報収集、電話対応情報収集	福祉避難所開設時の対応	
	高齢福祉課		福祉避難所開設時の対応	
	上記以外の課		部内の応援	部内の応援
こどものまち推進部	こども企画課	情報収集、電話対応 部内で所管するものへの対応（情報収集等）	部内の所管するものへの対応	
	上記以外の課			部内の応援
経済文化部	観光振興課	情報収集、電話対応 所管するものへの対応（情報収集等）	所管するものへの対応	
	農林水産課	情報収集、電話対応 所管するものへの対応（情報収集等）	所管するものへの対応	
	上記以外の課			部内の応援
教育委員会	教育総務課	情報収集、電話対応	小中学校が避難所として開設する場合の対応	
	市民スポーツ課		沖縄市体育館が避難所として開設する場合の対応	
	指導課	情報収集、電話対応 所管するものへの対応（情報収集等）	小中学校が避難所として開設する場合の対応	
	上記以外の課、施設			部内の応援
水道局	水道総務課	情報収集及び伝達	所管するものへの対応	
	上記以外の課			部内の応援
支援対策部	会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会			要員が必要な部への応援
消防本部	消防総務課	情報収集及び提供、本庁各班との連携		

【各課の活動内容】

以下の活動内容は、災害対策警戒体制時の概要を示したものであり、災害の規模、状況等に
応じてその対応は異なるため柔軟な対応が必要となる。そのため、以下の活動内容を基本とし、
状況に応じてを判断し、最善の活動を実施するものとする。

＜総務部 防災課＞

防災課の役割は、災害対策警戒体制時において、情報収集から関係機関との連絡調整、市民
等への情報伝達など総合的な取りまとめを行う。

■災害対策警戒体制の際の活動内容

①各種情報の把握・整理

- ・沖縄気象台をはじめ、各種メディアから気象情報を収集する。
- ・県、消防本部、警察等の関係機関より災害情報を収集するとともに、連携した対応につい
て調整する。
- ・避難所を開設した場合は、避難者情報を担当部署に確認し整理する。
- ・本市における被害状況などを整理する。
- ・収集した情報を整理する（防災情報システムへ入力等）。

②緊急対応班の準備

- ・本庁舎 4 階第 1 会議室に、P C、電話機、プロジェクター一式、筆記用具等を準備する。

③情報の共有・伝達・報告

- ・「①」で把握・整理した情報等について、県へ報告する（県防災情報システム）。
- ・気象状況等について、防災行政無線、メール、H P 等で市民等へ情報を提供する。
- ・参集した緊急対応班へ災害状況を伝達する。
- ・マスコミからの問合せに対応し、必要に応じて適宜情報提供を行う。

④避難及び体制の拡大に関する検討・実施等

- ・災害の状況に応じて、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の検討を行い、その結
果を市民等へ伝達する（緊急対応班会議、指揮者の指示により）。
- ・同様に、避難所の開設について検討し、開設する場合には避難所担当部署と調整すると
ともに、市民等へ避難所開設の情報を伝達する（緊急対応班会議、指揮者の指示により）。
- ・緊急対応班、災害対応活動班（水防班）、消防本部、警察署等より、現場対応の状況な
ど各種情報について確認する。
- ・必要に応じて、「災害対策本部体制（第 1 配備）」への移行の可能性を検討する。

<総務部 総務課>

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②各部長との連絡調整
 - ・各部長に災害状況及び配備体制について連絡調整
- ③市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①部内各班の応援
 - ・部内の他課からの要請を受けて、応援にあたる。

<総務部 秘書広報課>

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市長及び両副市長との連絡調整
 - ・市長及び両副市長に災害状況等について連絡調整
- ③市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。
- ④SNS等の活用
 - ・フェイスブックにて災害情報や、避難所情報等の発信を行う。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①部内各班の応援
 - ・部内の他課からの要請を受けて、応援にあたる。

<総務部 契約管財課>

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②警備員との連絡調整
 - ・災害対応について警備員と連絡調整
- ③市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。
- ④本庁舎の管理
 - ・本庁舎の被災状況や電気や情報通信機器等の状況を確認する。異常がある場合は、防災課へ報告し、応急処置を行う。
- ⑤車両の確保
 - ・現場対応などの事態を想定し、使用できる車両を確認し、車両の使用要請に応じて配車する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①本庁舎の応急処置
 - ・窓ガラスの破損など、本庁舎へ被害が確認された場合には、ただちに応急処置を行う。
- ②部内各班の応援
 - ・部内の他課からの要請を受けて、応援にあたる。

<総務部協力要員>

人事課、納税課、市民税課、資産税課の職員は、総務部協力要員として指揮者からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課の応援にあたるものである。

そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

＜企画部 政策企画課＞

■緊急対応班としての活動内容

①気象情報の把握

- ・各種メディアから情報を収集

②市民等からの情報収集・記録・対応指示

- ・本庁４階第１会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
- ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
- ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ・なし

＜企画部 情報推進課＞

情報推進課は、「業務継続計画（ＢＣＰ計画）」に基づき、災害対応を行うものとする。

＜企画部協力要員＞

プロジェクト推進室、財政課、基地政策課の職員は、企画部協力要員として指揮者からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課及び他部の応援にあたるものである。

そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

<建設部 道路課>

■緊急対応班としての活動内容

①気象情報の把握

- ・各種メディアから情報を収集

②市民等からの情報収集・記録・対応指示

- ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
- ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
- ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。

③所管する事項への対応

- ・道路の冠水や土砂災害などの情報が入った場合は、関係機関に情報を確認するとともに、現場対応の必要性を判断し、状況に応じて災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

①現場対応

- ・警察や消防などと連携して危険区域やの巡回を行うとともに、避難が必要な場合は、周辺住民等へ広報する。
- ・道路冠水や土砂災害等が発生した場合、災害現場の状況を確認・把握する。
- ・把握した災害状況については、防災情報システムに入力し、情報の共有を図る。

<建設部 下水道課>

■緊急対応班としての活動内容

①気象情報の把握

- ・各種メディアから情報を収集

②市民等からの情報収集・記録・対応指示

- ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
- ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
- ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。

③所管する事項への対応

- ・下水道の異常等の情報が入った場合は、関係機関に情報を確認するとともに、現場対応の必要性を判断し、状況に応じて災害対応活動班（水防班）を招集し防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

①現場対応

- ・警察や消防などと連携して危険区域やの巡回を行うとともに、避難が必要な場合は、周辺住民等へ広報する。
- ・下水道の異常等が発生した場合、災害現場の状況を確認・把握する。
- ・把握した災害状況については、防災情報システムに入力し、情報の共有を図る。

<建設部 建築・公園課>

■緊急対応班としての活動内容

- ・なし（災害の状況に応じて待機）

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

①現場対応

- ・公園など所管する現場の巡回を行うとともに、周辺住民等へ広報する。
- ・災害現場の巡回を行い、災害状況を確認・把握する。
- ・把握した災害状況については、防災情報システムに入力し、情報の共有を図る。
- ・部内の他課からの要請を受けて、応援にあたる。

＜建設部 市営住宅課＞

■緊急対応班としての活動内容	
	・なし（災害の状況に応じて待機）
■災害対応活動班（水防班）としての活動内容	
①現場対応	・市営住宅において、必要に応じて現場対応を行う。 ・災害現場の巡回を行い、災害状況を確認・把握する。 ・把握した災害状況については、防災情報システムに入力し、情報の共有を図る。 ・部内の他課からの要請を受けて、応援にあたる。

＜建設部協力要員＞

都市整備室、用地課、区画整理課、計画調整課の職員は、建設部協力要員として指揮者からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課の応援にあたるものである。

そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

＜市民部 市民生活課＞

■緊急対応班としての活動内容

①気象情報の把握

- ・各種メディアから情報を収集

②市民等からの情報収集・記録・対応指示

- ・本庁４階第１会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
- ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
- ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。

③自治会からの情報収集

- ・自治会関係者からの問合せに対応する。
- ・確認した情報については、防災情報システムに入力・整理する。

④避難者への対応

- ・避難者からの問合せ等への対応

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

①避難所に関する対応（避難所を開設する場合）

- ・本庁舎をはじめ、避難所の開設に向けて体制を確認する（本庁舎、公民館など）。
- ・公民館を避難所として開設する場合は、自治会長と対応について調整する。
- ・避難者受入れに向けて、収容スペースの確保をはじめ、毛布や食料、避難者名簿、筆記用具などの資機材の確認・準備を行う（資機材は防災課へ確認）。
- ・避難所を開設し、避難者を収容するとともに、避難者情報を確認（様式に記入）、毛布や食料を配布するなど避難所運営にあたる。
- ・確認した避難者情報については、緊急対応班及び防災課へ報告する。

<市民部 環境課>

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。
- ③所管する事項への対応
 - ・ごみの散乱などの情報が入った場合は、現場対応の必要性を判断し、状況に応じて災害対応活動班（水防班）を招集し防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①現場対応
 - ・現場を確認し、ごみ等の飛散物の撤去など適切な対応を行う。
 - ・対応した内容については、防災情報システムに入力する。
- ②部内各班の応援
 - ・部内の他課からの要請を受けて、応援にあたる。

<市民部 市民課>

■緊急対応班としての活動内容

- ・なし（災害の状況に応じて待機）

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①他課からの照会への対応
 - ・他課からの住民台帳等の照会について対応する。
- ②部内各班の応援
 - ・部内の他課からの要請を受けて、応援にあたる。

<市民部協力要員>

平和・男女共同課の職員は、市民部協力要員として指揮者からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課の応援にあたるものである。

そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

<健康福祉部 健康福祉総務課>

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。
- ③避難者（要配慮者）への対応
 - ・高齢者や障がい者等の要配慮者からの問合せに対応する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①避難所に関する対応（福祉避難所を開設する場合）
 - ・福祉避難所の開設に向けて体制を確認する（部の協力要員の招集など）。
 - ・指定している福祉避難所の施設管理者と対応について調整する。
 - ・避難者受入れに向けて、収容スペースの確保をはじめ、毛布や食料、避難者名簿、筆記用具などの資機材の確認・準備を行う（資機材は防災課へ確認）。
 - ・避難所を開設し、避難者を収容するとともに、避難者情報を確認（様式に記入）、毛布や食料を配布するなど避難所運営にあたる。
 - ・確認した避難者情報については、緊急対応班もしくは防災課へ報告する。

<健康福祉部 高齢福祉課>

■緊急対応班としての活動内容

- ・なし（災害の状況に応じて待機）

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①避難所に関する対応（避難所を開設する場合）
 - ・避難所の開設に向けて、市民生活課、健康福祉総務課と体制及び役割を確認する。
 - ・避難所において、高齢者等の要配慮者への対応を行う。
 - ・避難者より、地域の要配慮者情報を確認する（避難の有無など）。
 - ・確認した情報については、緊急対応班もしくは防災課へ報告する。

<健康福祉部協力要員>

障がい福祉課、保護課、市民健康課、国民健康保険課の職員は、健康福祉部協力要員として指揮者からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課の応援にあたるものである。そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

＜こどものまち推進部 こども企画課＞

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。
- ③部で所管する事項への対応
 - ・部が所管する施設等の被災状況の把握に努める。
 - ・把握した情報について、現場対応が必要な場合は、担当課（部の災害対応活動班）へ指示するとともに、防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①現場対応
 - ・必要に応じて、協力要員とともに現場対応にあたる。
- ②災害対応の応援
 - ・指揮者からの要請を受けて、応援にあたる。

＜こどものまち推進部協力要員＞

保育・幼稚園課、こども家庭課、こども相談・健康課の職員は、こどものまち推進部協力要員として指揮者からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課の応援にあたるものである。

そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

<経済文化部 観光振興課>

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。
- ③所管する事項への対応
 - ・市内の観光施設や宿泊施設、観光客（外国人含む）からの問合せに対応する。
 - ・現場対応の必要性がある場合には、状況に応じて災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①観光客（外国人含む）への対応
 - ・市内の観光施設や宿泊施設へ災害情報を伝達するとともに観光客（外国人含む）状況を確認し、その情報を防災情報システムに入力する。
 - ・必要に応じて、観光客（外国人含む）に向けた相談対応を行う。
- ②部内の各班への応援
 - ・部内の他課からの要請を受けて、応援にあたる。

<経済文化部 農林水産課>

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。
- ③所管する事項への対応
 - ・農業協同組合、漁業協同組合、その他の農林水産業団体等からの問合せに対応する。
 - ・必要に応じて、気象状況等を農林水産業団体等へ情報提供するとともに対応状況を確認し、その情報を防災情報システムに入力する。
 - ・現場対応の必要性がある場合には、状況に応じて現場対策要員（部の災害対応活動班）を招集し防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①現場対応
 - ・必要に応じて、協力要員とともに現場対応にあたる。
- ②部内の各班への応援
 - ・部内の他課からの要請を受けて、応援にあたる。

<経済文化部協力要員>

商工振興課、文化芸能課、企業誘致課、中心市街地活性化推進課の職員は、経済文化部協力要員として指揮者からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課の応援にあたるものである。

そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

<教育委員会教育部 教育総務課>

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。
- ③部で所管する事項への対応
 - ・部が所管する施設等の被災状況の把握に努める。
 - ・把握した情報について、現場対応が必要な場合は、担当課（部の災害対応活動班）へ指示するとともに、防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①災害対応の応援（学校施設を避難所として開設する場合等）
 - ・指導課及び指揮者からの要請を受けて、応援にあたる。

<教育委員会教育部 市民スポーツ課>

■緊急対応班としての活動内容

- ・なし（災害の状況に応じて待機）

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①沖縄市体育館を避難所として開設する場合
 - ・避難所として開設する施設管理者と体制・役割を調整する。
 - ・避難者受入れに向けて、収容スペースの確保をはじめ、毛布や食料、避難者名簿、筆記用具などの資機材の確認・準備を行う（資機材は施設管理者及び防災課へ確認）。
 - ・避難所を開設し、避難者を収容するとともに、避難者情報を確認（様式に記入）、毛布や食料を配布するなど避難所運営にあたる。
 - ・確認した避難者情報については、緊急対応班もしくは防災課へ報告する。

<教育委員会教育部協力要員>

施設課、生涯学習課、市立郷土博物館、中央公民館、市立図書館の職員は、教育委員会教育部協力要員として指揮者からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課の応援にあたるものである。

そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

＜教育委員会指導部 指導課＞

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・本庁4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・課の災害対応において、人員不足や現場対応が必要になった場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。
- ③所管する事項への対応
 - ・幼稚園、小学校、中学校の休校について検討し、休校の場合は、メールやHP等を活用し周知を行う。
 - ・必要に応じて、小学校及び中学校へ災害情報を伝達するとともに災害状況（児童・生徒及び施設の状況、学校の体制など）を確認し、その情報を防災情報システムに入力する。
 - ・小学校及び中学校への現場対応の必要性がある場合には、状況に応じて災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ②災害対応の応援
 - ・指揮者からの要請を受けて、他部等の応援にあたる。

＜教育委員会指導部協力要員＞

学務課、学校給食センター、青少年センター、教育研究所の職員は、教育委員会指導部協力要員として指揮者からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課の応援にあたるものである。

そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

＜水道局 水道総務課＞

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの情報収集・記録・対応指示
 - ・水道局庁舎において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・現場対応が必要な情報に接した場合には、災害対応活動班（水防班）を招集し、防災課へ報告する。

■災害対応活動班（水防班）としての活動内容

- ①現場対応
 - ・所管する事項について、必要に応じて現場対応を行う。

＜水道局協力要員＞

工務課、管理課、料金課の職員は、水道局協力要員として指揮者及び所属部長からの求めに応じ（基本的には待機）参集し、部内の他課の応援にあたるものである。

そのため、待機中においても気象状況等に注視し、招集に備えるものとする。

<消防本部 消防総務課>

消防本部においては、本部で収集した情報について、本庁と共有するとともに、消防本部としての職務を遂行することが基本である。また、本庁と協力して現場対応に当たる必要がある場合は、連携して行うものとする。

なお、消防総務課より緊急対応班の要員として市役所本庁舎へ職員を派遣するものとする。

■緊急対応班としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの情報収集・記録・伝達
 - ・本庁舎4階第1会議室において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
 - ・消防本部から現場対応などの災害情報を確認し、緊急対応班で情報を共有する。

■消防本部としての活動内容

- ①気象情報の把握
 - ・関係機関をはじめ、各種メディアから情報を収集
- ②市民等からの通報対応等
 - ・消防本部において、市民及び関係機関からの電話対応を行う。
 - ・対応内容については、防災情報システムに入力する。
- ③災害対応等
 - ・現場対応など、消防本部としての職務を遂行する。
 - ・危険区域の巡回など、本庁と協力して現場対応が必要な事項がある場合は本庁担当課と連携して活動を行う。

<支援対策部>

支援対策部は、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、農業委員会事務局の職員で構成され、指揮者からの要請をうけ、他部の応援にあたるものである。

第3節 災害対策本部体制

災害対策本部体制は、大規模災害が発生または発生するおそれがあるとき、市長が災害対策本部を設置し、災害に対応する体制である。

●本部長、設置場所

災害対策本部体制における本部長、要員及び設置場所は、以下のとおりである。

<本部長>

本部長	：市長
副本部長	：両副市長

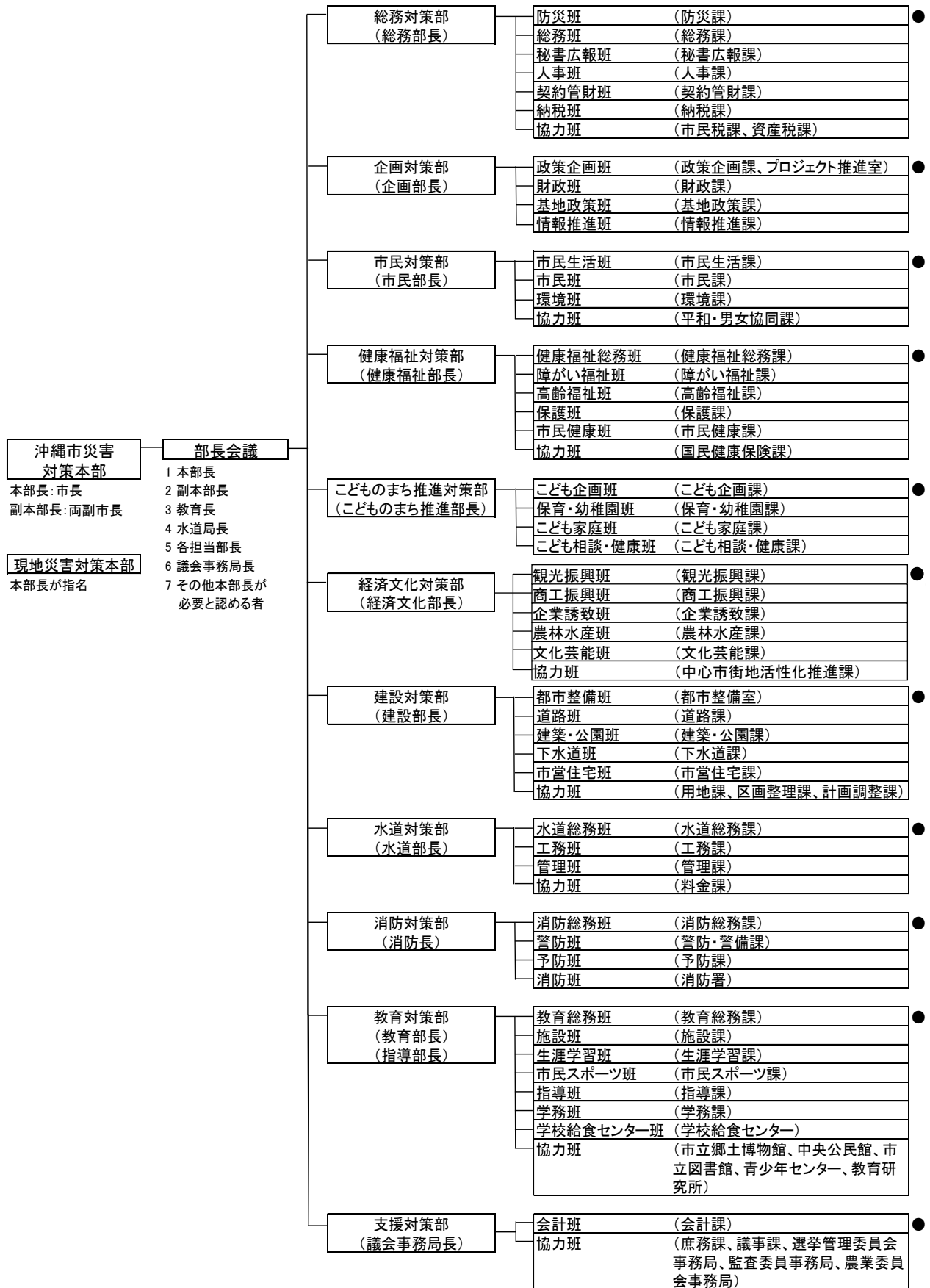
<設置場所>

災害対策本部	：本庁舎 4 階庁議室
対策本部事務局	：本庁舎 4 階第 1 会議室
各班	：各課内

●組織構成、配備体制

災害対策本部の組織構成については、30 ページのとおりとなっており、配備体制については「第 1 配備」「第 2 配備」「第 3 配備」に区分され、本部長の指定または災害の規模に応じて配備する。各配備における各班の配備要員数については、31 ページのとおりである。

災害対策本部 組織編成図



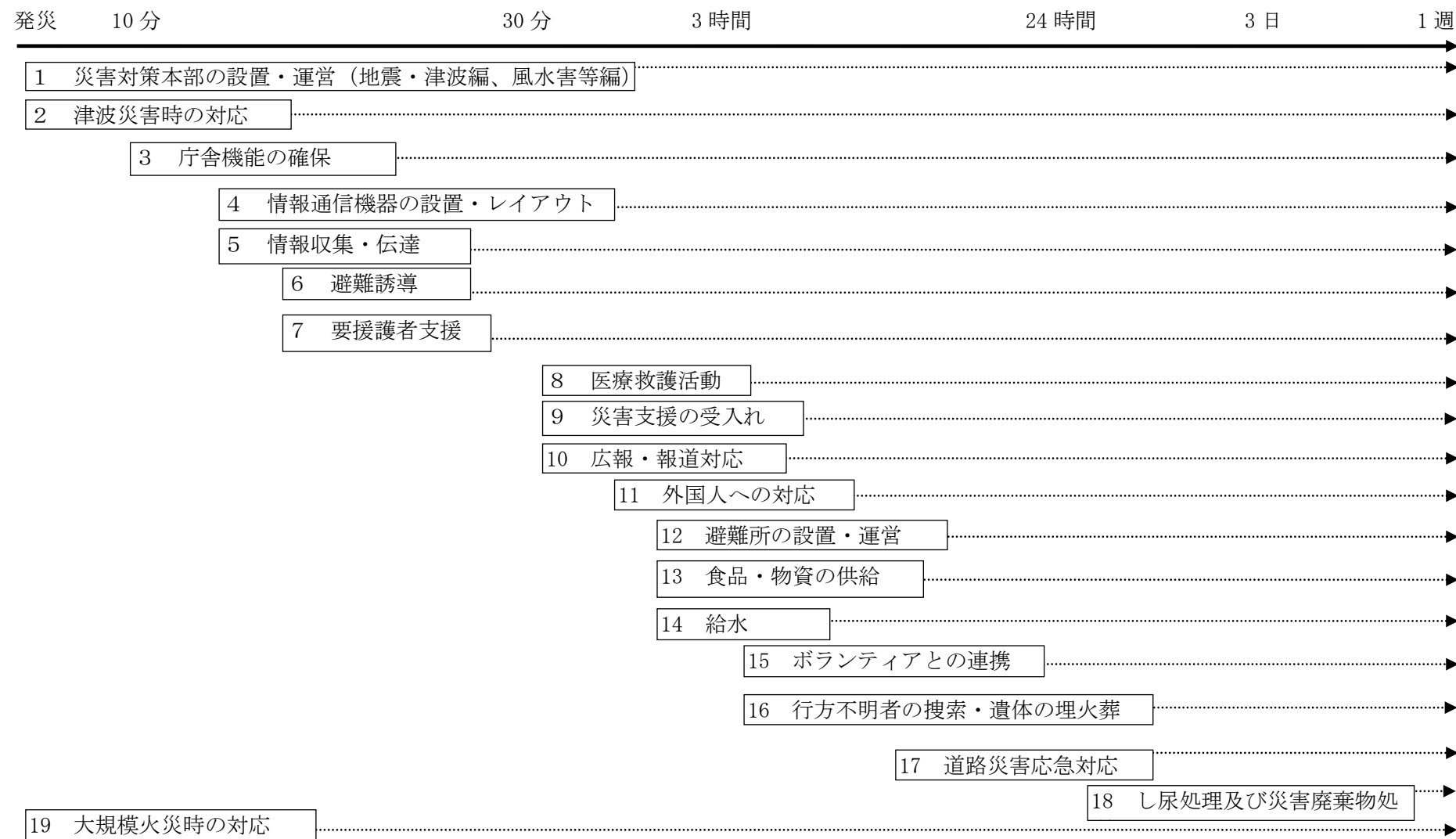
※●の班は、各対策部の筆頭班する。

災害対策本部体制における各班の配備要員数

部	班	班 長	配 備 要 員 数		
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
総務部	防災班	防災課長	半 数	全 員	全 員
	総務班	総務課長	2	半 数	全 員
	秘書広報班	秘書広報課長	半 数	全 員	全 員
	人事班	人事課長	4	半 数	全 員
	契約管財班	契約管財課長	4	半 数	全 員
	納税班	納税課長	2	半 数	全 員
	協力班	市民税課長 資産税課長		半 数	全 員
企画部	プロジェクト推進室	プロジェクト推進室長	2	半 数	全 員
	政策企画班	政策企画課長			
	財政班	財政課長	2	半 数	全 員
	基地政策班	基地政策課長	2	半 数	全 員
	情報推進班	情報推進課長	2	半 数	全 員
市民部	市民生活班	市民生活課長	半 数	全 員	全 員
	市民班	市民課長	2	半 数	全 員
	環境班	環境課長	2	半 数	全 員
	協力班	平和・男女共同課長		半 数	全 員
健康福祉部	健康福祉総務班	健康福祉総務課長	半 数	全 員	全 員
	障がい福祉班	障がい福祉課長	半 数	全 員	全 員
	高齢福祉班	高齢福祉課長	半 数	全 員	全 員
	保護班	保護課長	2	半 数	全 員
	市民健康班	市民健康課長	2	半 数	全 員
	協力班	国民健康保険課長		半 数	全 員
推進部 こどものまち	こども企画班	こども企画課長	半 数	全 員	全 員
	保育・幼稚園班	保育・幼稚園課長	半 数	全 員	全 員
	こども家庭班	こども家庭課長	半 数	全 員	全 員
	こども相談・健康班	こども相談・健康課長	半 数	全 員	全 員
経済文化部	観光振興班	観光振興課長	2	半 数	全 員
	商工振興班	商工振興課長	2	半 数	全 員
	企業誘致班	企業誘致課長		半 数	全 員
	農林水産班	農林水産課長	2	半 数	全 員
	文化芸能班	文化芸能課長	2	半 数	全 員
	協力班	中心市街地活性化推進課長		半 数	全 員
建設部	都市整備班	都市整備室長	2	半 数	全 員
	道路班	道路課長	半 数	全 員	全 員
	建築・公園班	建築・公園課長	半 数	全 員	全 員
	下水道班	下水道課長	半 数	全 員	全 員
	市営住宅班	市営住宅課長	半 数	全 員	全 員
	協力班	用地課長 区画整理課長 計画調整課長		半 数	全 員

部	班	班 長	配 備 要 員 数		
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
水道部	水道総務班	水道総務課長	2	半 数	全 員
	工務班	工務課長	2	半 数	全 員
	管理班	管理課長	2	半 数	全 員
	協力班	料金課長		半 数	全 員
消防本部	消防総務班	消防総務課長	半 数	全 員	全 員
	警防班	警防課長	半 数	全 員	全 員
	予防班	予防課長	半 数	全 員	全 員
	消防班	警備課長	半 数	全 員	全 員
教育部	教育総務班	教育総務課長	半 数	全 員	全 員
	施設班	施設課長	半 数	全 員	全 員
	生涯学習班	生涯学習課長	2	半 数	全 員
	市民スポーツ班	市民スポーツ課長	2	半 数	全 員
	市立郷土博物館班	市立郷土博物館長		半 数	全 員
	協力班	市立図書館長 中央公民館長		半 数	全 員
指導部	指導班	指導課長	2	半 数	全 員
	学務班	学務課長	2	半 数	全 員
	学校給食センター班	学校給食センター長	2	半 数	全 員
	協力班	教育研究所長 青少年センター長		半 数	全 員
支援対策部	会計班	会計課長		半 数	全 員
	協力班	庶務課長 議事課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長		半 数	全 員

時系列対応表（災害対策本部設置からの手順）



1－1 災害対策本部の設置基準（地震・津波編）

（１）目的

災害発生時に設置される「沖縄市災害対策本部」の設置に関する事項について定める。

（２）地域防災計画との関連

第２編 第２章 第１節 組織計画

（３）災害対策本部体制

配備は次の基準による。

＜災害対策本部体制の配備体制基準＞

体制区分	配備基準	主な対策	配備要員・対策
災害対策本部体制	第１配備 1 本市で震度５弱が観測された場合 2 沖縄本島地方に津波警報が発表された場合	①対策本部設置報告（県、住民等への設置報告） ②情報収集及び伝達 ③避難勧告等の検討 ④要救助者、被害状況等を調査班編成し調査 ⑤配備体制の検討 ⑥県への自衛隊等応援要請依頼の検討	災害対策本部所掌事務による動員〔本部長の判断により増減〕 ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。
	第２配備 1 本市全域で被害の拡大が予測される場合 2 本市で震度５強が観測された場合	（緊急消防援助隊、他市町村、応援協定等） ⑦対策要員に指示されていない班長、職員は緊急事態に備える。	約半数の職員を動員〔本部長の判断により増減〕 ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。
	第３配備 1 本市で震度６弱以上が観測された場合 2 沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合 3 本市全域で被害が拡大され第２配備では対応が困難な場合 4 市全域にわたる地震被害が発生した場合 5 甚大な局地的被害が発生した場合		全職員〔事態により全臨時職員、及び嘱託職員の動員検討〕 ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。

1－2 災害対策本部の設置基準（風水害等編）

（１）目的

台風及び集中豪雨等により発生する、洪水、高潮、山崩れ等の災害に対処し、被害を軽減するために、気象情報の収集、市災害対策本部の設置、市民への情報伝達など応急活動に必要な項目を定めることを目的とする。

（２）地域防災計画との関連

第３編 第２章 第１節 組織計画

（３）災害対策本部体制

配備は次の基準による。

＜災害対策本部体制の配備体制基準＞

体制区分		配備基準	主な対策	配備要員・対策
災害対策本部体制	配備検討	1 負傷者等がおおむね 50 人以上の事故等 2 航空事故等（落下物等）	①対策本部設置報告（県、住民等への設置報告） ②情報収集及び伝達 ③避難勧告等の検討 ④要救助者、被害状況等を調査班編成し調査 ⑤配備体制の検討 ⑥県への自衛隊等応援要請依頼の検討（緊急消防援助隊、他市町村、応援協定等） ⑦対策要員に指示されていない班長、職員は緊急事態に備える。	【航空事故等対応班の編成】 （緊急対応班※、基地政策班） 配備体制の検討
	第 1 配備	1 風水害等（台風含む）に関する特別警報発表または発表されると予測された場合 2 浸水、土砂災害等の被害が発生するおそれがある場合、または被害が発生した場合において、配備体制を検討の上、災害対策本部を設置する。		災害対策本部所掌事務による動員〔本部長の判断により増減〕 ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。
	第 2 配備	1 本市全域で被害の拡大が予測される場合		約半数の職員を動員〔本部長の判断により増減〕 ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。
	第 3 配備	1 本市全域で被害が拡大され第 2 配備では対応が困難な場合		全職員〔事態により全臨時職員、及び嘱託職員の動員検討〕 ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。

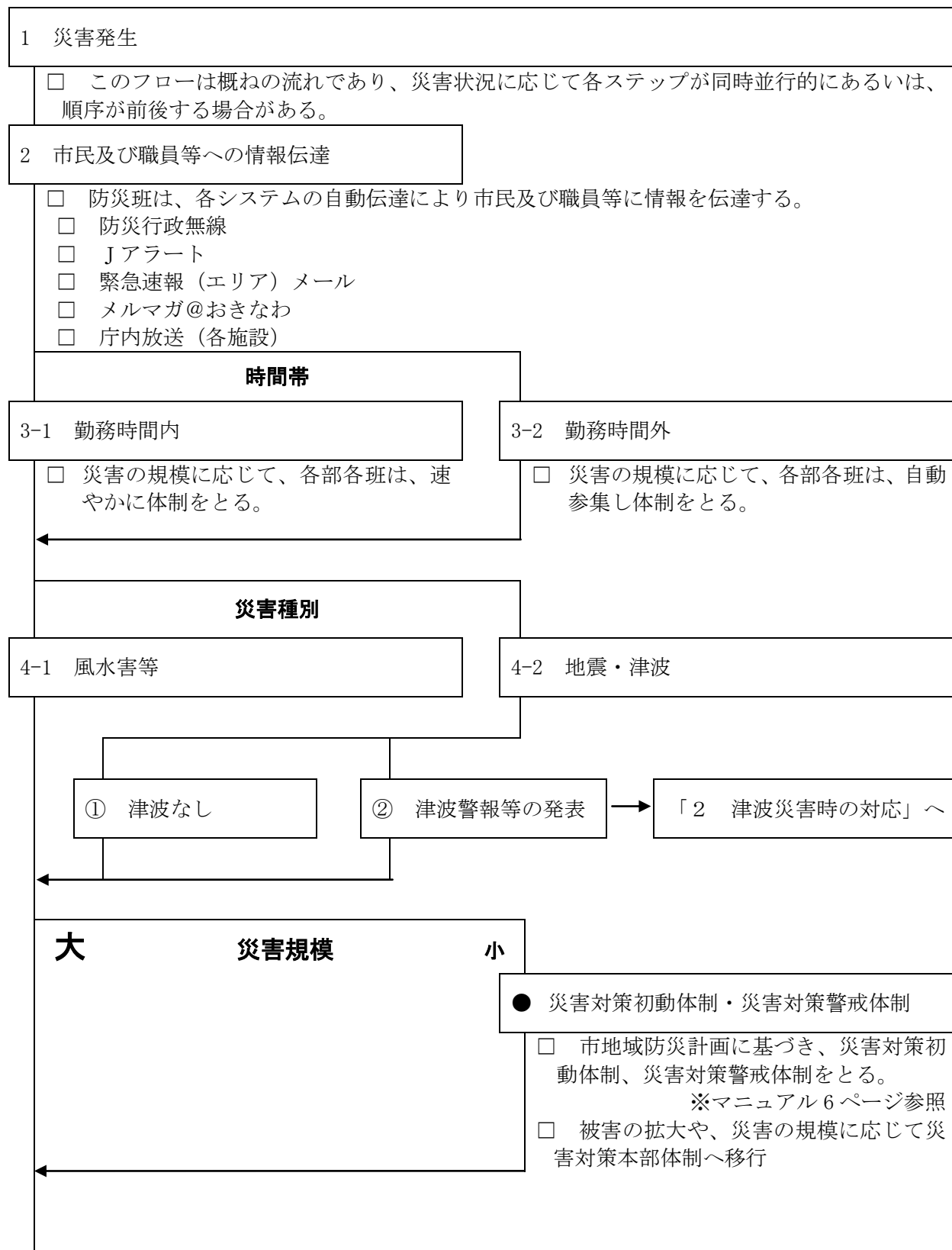
※マニュアル 7 ページ参照

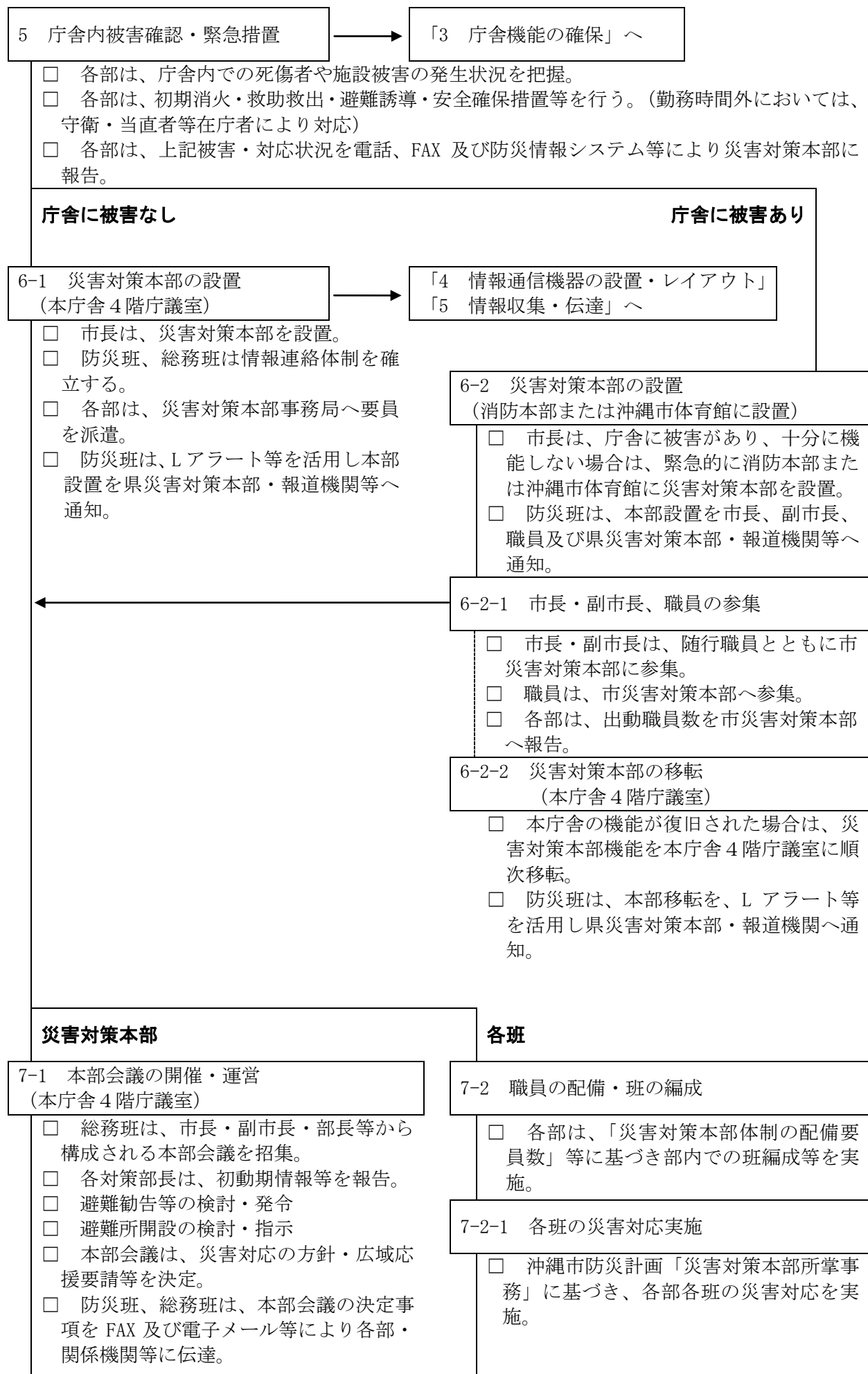
1－3 災害対策本部の設置・運営

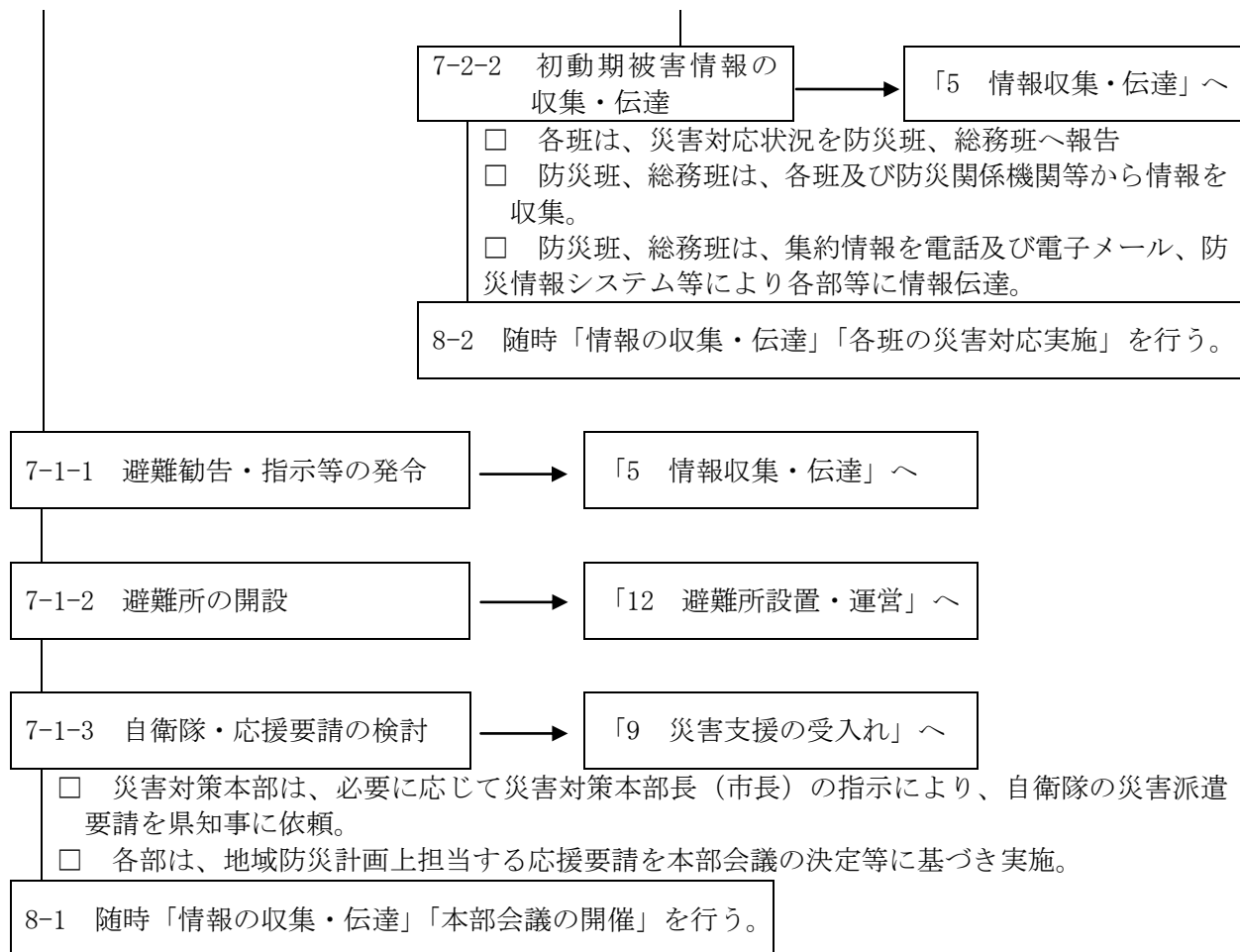
(1) 目的

災害発生時に設置される「沖縄市災害対策本部」の設置及び運営に関する事項について定める。

(2) 設置・運営フロー







2 津波災害時の対応

(1) 目的

津波災害に対処し、被害を軽減するために、津波情報の収集、市災害対策本部等の配備、市民への情報伝達など応急活動に必要な項目を定めることを目的とする。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第8節 第2款 津波避難計画

(3) 避難計画

避難計画については、「沖縄市津波避難計画」に基づき実施するものとする。

3 庁舎機能の確保

(1) 目的

防災対策業務が十分発揮されるよう本庁舎施設の機能（安全）確保を行うとともに、来庁舎及び職員の安全を確保することを目的とする。

庁舎の機能確保については、庁舎全体の被害状況を勘案しながら、

- ① 災害対策本部の機能確保
- ② 消防設備の点検
- ③ 情報推進班の機能確保

など、最低限必要なものから行う。

また、その他、設備の機能確保及び安全措置としては、

- ① 諸設備の異常の知覚、調査・確認、庁舎全体の状況把握、復旧（目処）、安全確認
- ② 危険箇所の調査・確認、安全防護措置、避難誘導

などの、速やかな対応をとる。

(2) 設備復旧のフロー

1 諸設備の異常の知覚

- ☐ 庁舎内の停電時の対応や、電気、ガス、給排水、空調、エレベーター等の設備状況の異常警報システムについて知覚。

2 諸設備の状況把握

- ☐ 各設備の異常警報の内容と現場を確認。
- ☐ 各所属からの諸設備の損傷の通報により現場確認。
- ☐ 自家発電機による送電状況の確認。
 - ☐ 未送電部分は現地確認。
- ☐ 電気室・機械室等目視点検。
 - ☐ 各機器の被害状況の把握と送電可能かどうかの判断。
 - ☐ 二次災害防止のため、消火栓、スプリンクラー、ハロン、泡消火設備等の目視点検により状況把握。
- ☐ 庁内電話の故障の状況の確認。
 - ☐ 各所属よりの電話機・回線の損傷についての通報により、把握。
 - ☐ 電話交換設備の損傷の程度から使用できる回線及び発信規制の範囲を特定。

3 被害の波及（二次災害）防止

- ☐ ガスの供給が止まった場合や、ガス漏れが発生した場合 → ガス遮断弁またはガス緊急遮断弁を閉鎖。
- ☐ 市水のパルプ閉止。
 - ☐ 市水の供給が止まった場合 → 再供給に備えるため1次側のパルプを閉止。
 - ☐ 市水、井水の漏水 → 直近の1次側のパルプを閉止。
- ☐ 地震でエレベーターが停止した場合。
 - ☐ エレベーターサービス会社へ連絡（たとえ自家発電機による送電後でもエレベーターサービス会社による点検後でなければ、運転を再開してはならないため）。

4 仮復旧

- ☐ 電力会社からの送電が再開されれば、自家発電機から商用電源に切り替える。
 - ☐ 切換え時には全停電を伴うため、それに備えるように各関係部署に連絡したうえで、切換える。
- ☐ 自家発電機の燃料措置等。
 - ☐ 燃料の不足に備え、早急に燃料の手配（復電している場合でも、再停電が考えられるため）。
 - ☐ 燃料の手配が長時間に及ぶ場合。
 - ☐ 不要な送電を控える等自家発電機の負荷を必要最小限にする。
 - ☐ 自家発電機2台のうち1台を停止する。
- ☐ ガスの供給が再開される場合。
 - ☐ ガス緊急遮断弁はガス供給業者の立会いがなければ開栓してはならない。
 - ☐ ガスの供給が再開されるまでに、端末（ガス栓）の「閉」を確認。
- ☐ 給排水関係は、確認できる範囲の配管に異常がないことを十分に確認のうえ運転。
- ☐ 庁内電話機への措置。
 - ☐ 損傷した電話機、回線については、重要性から判断して順次改修。
 - ☐ 復旧事業及び応援要請などを行うために、電話機ごとの発信規制を解除し全ての電話から市外への発信を可能にする。
- ☐ 緊急を要するものから、修理業者を手配。
- ☐ 庁舎の被害により使用不能となった事務スペースを確保するため、会議室等をそれに転用。
 - ☐ これに伴う電源、電話を設置。

5 使用開始

(3) 安全措置のフロー

1 被害の情報収集

- ☐ 庁舎の内部及び外部を巡回。
- ☐ 目視により危険箇所を調査。
- ☐ 危険箇所について、貼り紙、ロープ等により、立ち入り禁止措置を行う。
- ☐ 危険箇所について、通路及び避難経路を確保する。
- ☐ 危険箇所以外のところでも、余震等による二次災害が起こらないかどうか安全を確認。

2 庁舎全体の（機能）状況把握

- ☐ 復旧計画
 - ☐ 庁舎全体の被害状況を収集し、庁舎の状況を把握。
 - ☐ 庁舎の機能回復に向けて、復旧計画を立てる。

3 安全（機能）確認

- ☐ 庁舎の安全性や庁舎機能の状況を防災班、総務班に伝達。
- ☐ 設備等の使用にあたっての注意事項等を指示。

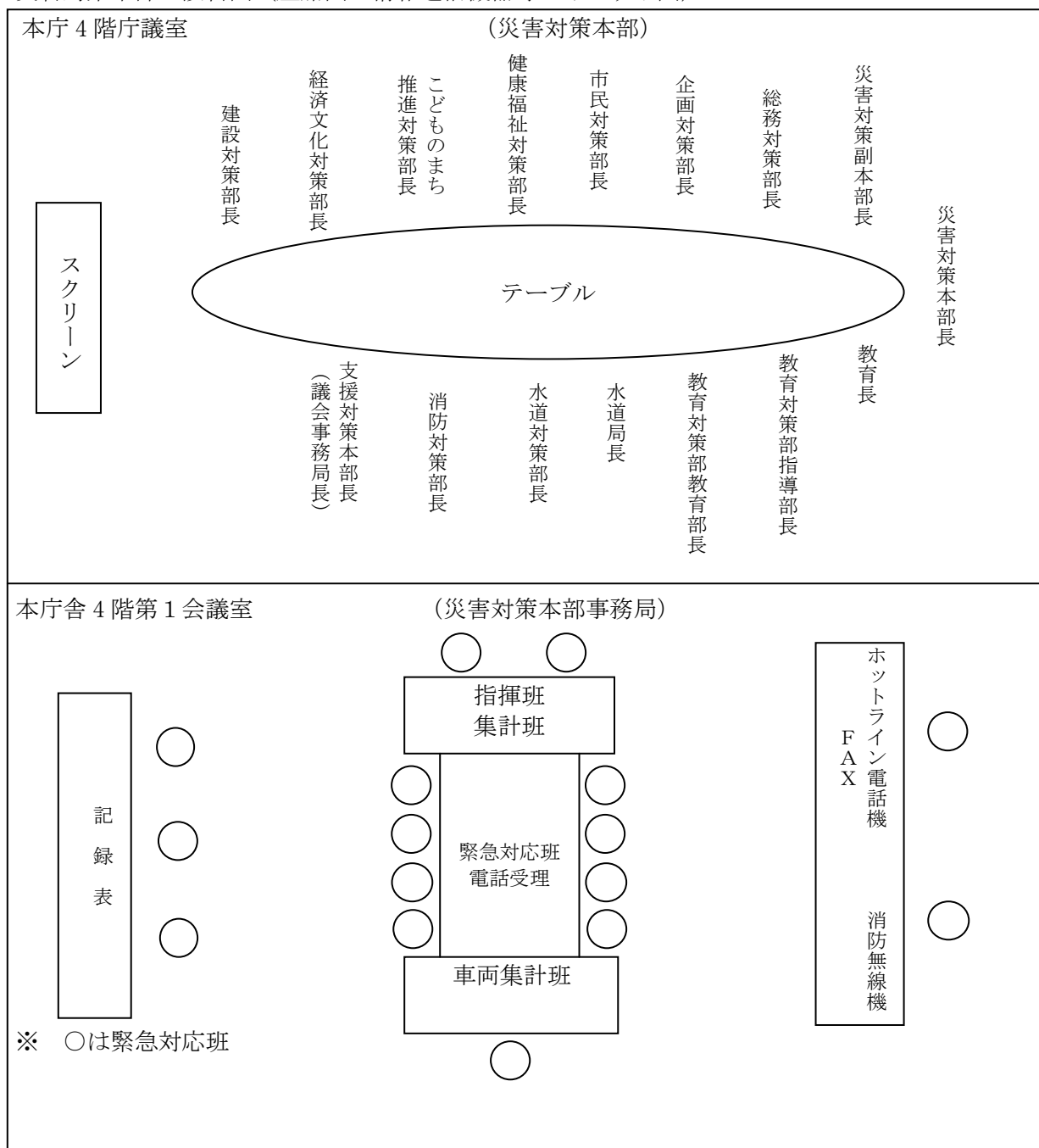
4 使用開始

4 情報通信機器の設置・レイアウト

(1) 目的

災害対策本部の座席、情報通信機器等の設置レイアウトを示すものとする。

災害対策本部の設営図（座席図・情報通信機器等レイアウト図）



5 情報収集・伝達

(1) 目的

災害発生時に設置される市災害対策本部に係る情報収集・伝達を迅速・正確に実施することを目的とする。

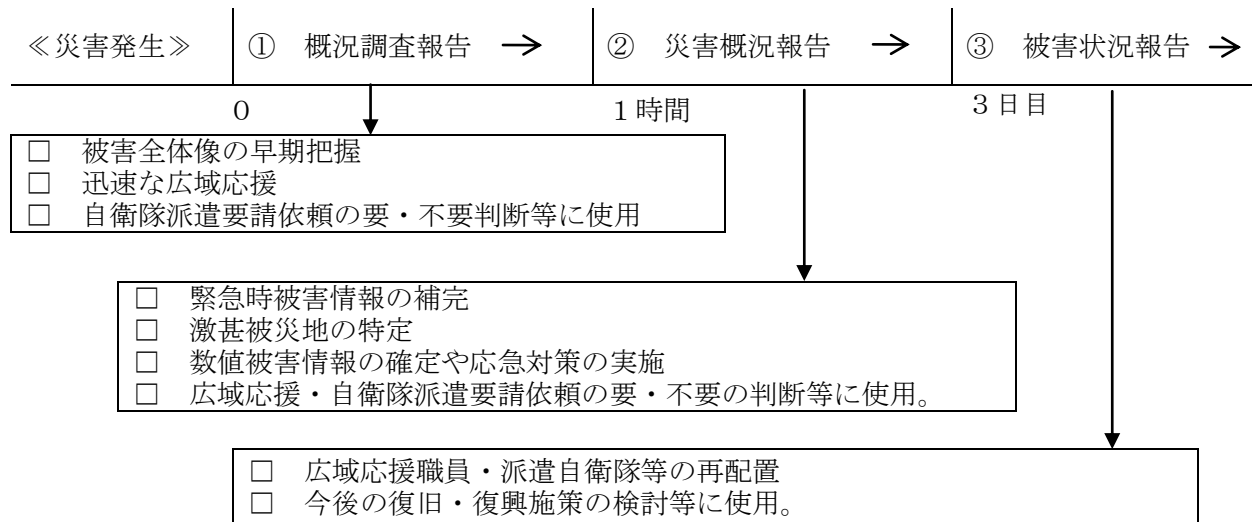
(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第4節 災害情報等の収集・伝達計画

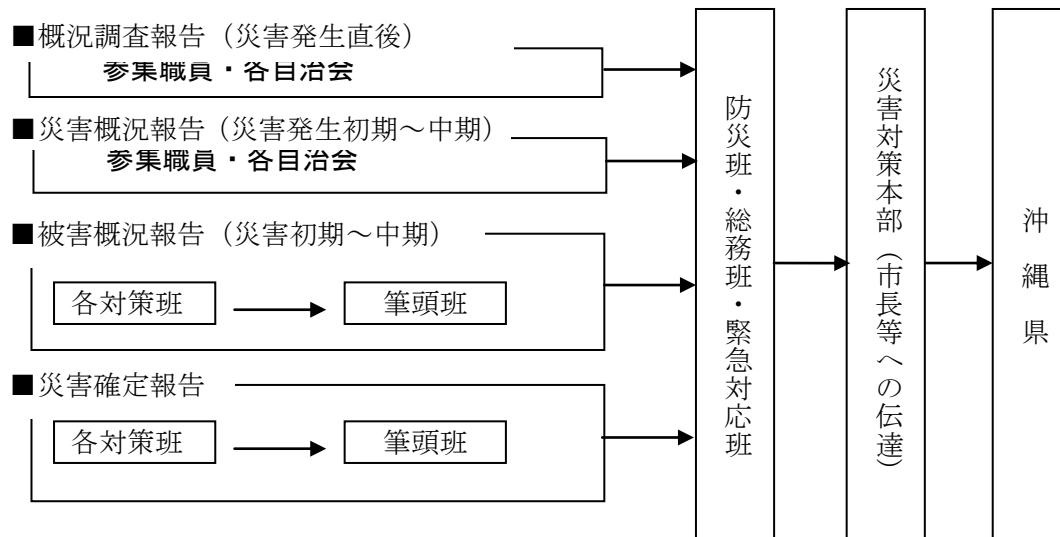
第3編 第2章 第4節 災害情報等の収集・伝達計画

(3) 内容

① 災害発生初期の情報の種別の流れ



② 災害情報等の収集・伝達の流れ



③ 災害発生時における収集情報の種別

ア) 概況調査報告（概況調査票[様式は別紙参照]による報告）

- ☐ 災害発生直後～1時間程度の間には市内各地からの情報を、防災班・総務班へ概数情報として報告。
- ☐ 概況調査票による被害の把握。
- ☐ 職員（参集途中での情報収集）、自治会長及び関係機関等から収集。
- ☐ 各所属長はとりまとめた概況調査票を総務班へ報告。
- ☐ 総務班は、とりまとめた情報をその都度、災害対策本部及び防災班に報告。

イ) 災害概況報告（様式[災害即報様式第1号]は別紙参照）

- ☐ 災害発生後1時間～概ね3日目までに各部が情報を収集し、防災班・総務班へ随時報告。
- ☐ 災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を、防災班が県に報告。
- ☐ 県に報告できない場合、国（自治省消防庁）に報告。記入要領は、別表1による。

ウ) 被害状況報告（様式[災害即報様式第2号]は別紙参照）

- ☐ 災害発生後概ね4日目以降から、各部等が毎日12時現在の情報をとりまとめ、同日15時までに防災班・総務班へ報告。
- ☐ 被害状況が判明次第適宜報告するもので、災害即報様式第2号に基づく内容を、防災班が県に報告。記入要領は別表2による。報告に当たっては別表3の被害状況判定基準による。

エ) 災害確定報告（様式[災害報告様式第1号]は別紙参照）

- ☐ 被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に、災害報告様式第1号に基づく内容を、防災班が県へ報告。

オ) 災害年報（様式[災害報告様式第2号]は別紙参照）

- ☐ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき、防災課が県へ報告。

カ) 災害に対して執られた措置の報告

- ☐ 災害に対して執られた措置の報告は別表4に基づき報告。

(4) フロー（災害発生以降）

1 情報連絡体制の確立	☐ 防災班・総務班は、情報の収集・伝達が迅速に行えるよう体制を確立する。 ☐ 防災班・総務班は、機器をチェック。
2 各出先事業所（各学校園含む）、出勤途上職員からの被害情報報告	☐ 各出先事業所（各学校園含む）及び出勤途上職員は、周辺の被害情報の概略を1時間以内に、施設を所管する班へ報告。 ☐ 施設を所管する班は、防災班・総務班に報告。
3 被害状況概要の判断・報告	☐ 防災班・総務班は、各出先事業所等から入手した情報をもとに市内被害発生状況の概要を判断し、本部会議に報告。
4 各部等からのより正確な数値被害・個別被害情報の報告	☐ 各部等は、緊急時被害情報よりも詳細な数値被害情報及び個別被害情報を概ね発災後1時間～3日目にわたり防災班・総務班へ報告。
5 被災地域の確定・報告	☐ 防災班・総務班は、各部等から入手した情報をもとに、より詳細な被害状況の判断、被災地域の確定を行い、本部会議等に報告。
6 各部等からの定時被害状況の報告	☐ 各部等は、発災後概ね4日目以降、毎日12時現在の被害状況をその日の15時までに防災班・総務班へ報告。
7 定時被害情報の報告	☐ 防災班・総務班は、各部等から入手した定時被害情報をとりまとめ、本部会議等に報告。

概 況 調 査 票

地点 被害状況	場所		場所		場所	
	日時		日時		日時	
人的被害						
住家被害						
道路被害						
橋梁被害						
河川被害						
海岸被害						
崖くずれ						
水道被害						

地点 被害状況	場所		場所		場所	
	日時		日時		日時	
通信被害						
電気被害						
ガス被害						
その他 (処理・対応状況など)						

災 害 概 況 即 報

災害即報様式第1号

災害名

発生日時	平成 年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災 害 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全壊 棟	一部破損 棟	
		負 傷 者	人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟	
応 急 対 策 の 状 況								

被 害 状 況 即 報

市町村名		沖 縄 市		区 分		被 害		
災 害 名 報告番号				田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
					畑	流水・埋没	ha	
						冠 水	箇所	
報告者名				文 教 施 設	箇所			
区 分		被 害		病 院	箇所			
人的被害	死 者	人		道 路	箇所			
	行方不明者	人		橋 り よ う	箇所			
	負傷者	重 傷	人	河 川	箇所			
		軽 傷	人		港 湾	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		砂 防	箇所			
		世帯		清 掃 施 設	箇所			
		人		崖 く ず れ	箇所			
	半 壊	棟		鉄 道 不 通	箇所			
		世帯		被 害 船 舶	隻			
		人		水 道	戸			
	一部破損	棟		電 話	回線			
		世帯		電 気	戸			
		人		ガ ス	戸			
	床上浸水	棟		ブロック塀等	箇所			
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生				
	非 住 家	公共建物	棟		建 物	件		
そ の 他		棟		危 険 物	件			
				そ の 他	件			

区 分		被 害		災害 対策 本部 設置・ 措置 状況	1.設置 年 月 日 時 分		
公 立 文 教 施 設		千円			2.廃止 年 月 日 時 分		
農 林 水 産 業 施 設		千円			3.避 難 状 況		
公 共 土 木 施 設		千円			4.応援要請の概要		
その他の公共施設		千円			5.応急措置の概要		
小 計		千円			6.救助活動の概要		
そ の 他	農 産 被 害	千円			7.そ の 他 の 措 置		
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
				災 害 救 助 法 の 適 用		有・無	
そ の 他		千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人	
被 害 総 額		千円		消 防 団 職 員 出 動 延 人 数		人	
備 考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 概 況 消 防 機 関 の 活 動 状 況						

注：被害者は省略することができるものとする。

災 害 確 定 報 告

市町村名		沖 縄 市		区 分		被 害		
災 害 名 報告番号				田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
					畑	流水・埋没	ha	
						冠 水	箇所	
報告者名				文 教 施 設	箇所			
区 分		被 害		病 院	箇所			
人的被害	死 者	人		道 路	箇所			
	行方不明者	人		橋 り ょ う	箇所			
	負傷者	重 傷	人	河 川	箇所			
		軽 傷	人		港 湾	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		砂 防	箇所			
		世帯		清 掃 施 設	箇所			
		人		崖 く ず れ	箇所			
	半 壊	棟		鉄 道 不 通	箇所			
		世帯		被 害 船 舶	隻			
		人		水 道	戸			
	一部破損	棟		電 話	回線			
		世帯		電 気	戸			
		人		ガ ス	戸			
	床上浸水	棟		ブロック塀等	箇所			
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生				
	非 住 家	公共建物	棟		建 物	件		
そ の 他		棟		危 険 物	件			
				そ の 他	件			

区 分		被 害		災害対策本部設置・措置状況	1.設置 年 月 日 時 分	
公 立 文 教 施 設	千円				2.廃止 年 月 日 時 分	
農 林 水 産 業 施 設	千円				3.避 難 状 況	
公 共 土 木 施 設	千円				4.応援要請の概要	
その他の公共施設	千円				5.応急措置の概要	
小 計	千円				6.救助活動の概要	
そ の 他	千円				7.そ の 他 の 措 置	
被 害 総 額	千円			災害救助法の適用		有・無
	千円			消防職員出動延人数	人	
	千円			消防団職員出動延人数	人	
	千円					
備 考	災 害 発 生 場 所					
	災 害 発 生 年 月 日					
	災 害 の 概 況					
	消防機関の活動状況					

公立文教施設被害

市町村名（ ）

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名（ ）

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

- 注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名 ()

管 理 者 市 町 村	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
3. 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

その他の公共土木施設被害

市町村名（ ）

管 理 者 市 町 村	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

農 産 被 害

1. 農作物被害

市町村名 ()

農 産 物 等 名	総 栽 培 面 積	被 害 面 積	被 害 減 収 量	単 価	被 害 金 額	備 考

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

1. 農作物等被害

市町村名 ()

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考

2. 施設被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

- 注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜 産 被 害

1. 畜産等及び蚕繭被害

市町村名（ ）

家畜等及び蚕繭被害	被害数量	単価	被害金額	備考

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

水 産 被 害

1. 船舶被害

市町村名 ()

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、減失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名 ()

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 1. 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災 害 年 報

災害報告様式第2号

市町村名 ()

災害名										計
区分	発生年月日									
人的被害	死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷	重傷	人							
		軽傷	人							
住居被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部破損		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
床下浸水		棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物		棟							
	その他		棟							
その他の	田	流失、埋設	ha							
		その他	ha							
	畑	流失、埋設	ha							
		冠水	ha							
	文教施設		箇所							
	病院		箇所							
	道路		箇所							
	橋梁		箇所							
	河川		箇所							
	港湾		箇所							
	砂防		箇所							
	清掃施設		箇所							
	崖崩れ		箇所							
	鉄道不通		箇所							
	被害船舶		隻							
	水道		戸							
	電話		回線							
	電気		戸							
	ガス		戸							
	ブロック塀等		箇所							
建物		件								
危険物		件								
その他		件								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他の	農産被害		千円							
	林産被害		千円							
	畜産被害		千円							
	水産被害		千円							
	商工被害		千円							
その他		千円								
被害総額		千円								
災害対策本部		設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	／	
解散		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分			
災害救助法適用			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人員		人								
消防団員出動延人数		人								

別表 1

災害即報様式第 1 号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第 2 号の記入要領

各 被 害 欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。 ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合において設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応 援 要 請		応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、機関その他必要な事項について報告するものとする。
応 急 措 置 の 概 要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救 助 活 動 の 概 要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備 考 欄	災 害 の 発 生 場 所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災 害 の 発 生 日 時	被害を生じた日時又は期間
	災 害 の 種 類 概 況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消 防 機 関 の 活 動 状 況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

別表 3

被害状況の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区分		認定基準	備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。	重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊又は半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物	例えば市庁舎、保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。	
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。	
	文教施設	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	

被害区分		認定基準	備考
その他	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（明治 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道及び簡易水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。	
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
発火生災	火災発生件数	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	災害中間年報及び災害年報の際は、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等とする。	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

災害に対して執られた措置の報告

1 災害対策本部設置の状況

本部設置の有無及び設置の場合において、設置及び閉鎖の日時を報告するものとする。

2. 避難勧告・指示等の状況

避難の勧告又は指示等をしたもの、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告又は指示した日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。

3. 消防機関の活動状況

出動消防職員数及び消防団員数（延人員）消防機関の出動機械器具の数及び活動内容の概要その他必要な事項について報告するものとする。

4. 応援要求状況、職員派遣状況

応援を要求した市町村名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。

5. 応援措置の概要

消防、水防その他応援措置について概要を報告するものとする。

6. 救助活動の概要

被害者に対する救助活動について概要を報告するものとする。

■各被害情報収集期における収集情報内容

① 緊急時被害情報

時 期 区 分	チェック	収 集 情 報 名	収 集 情 報 項 目
緊急時 (災害発生直後から1時間以内)	☐	1. 庁舎周辺等被害情報	人的・施設・火災・建物・地盤等
	☐	2. 出先事務所周辺被害状況報	人的・施設・火災・建物・地盤等
	☐	3. ラジオ・テレビ情報	気象情報(津波の有無他)・被害情報全般

② 初動期被害情報

時 期 区 分	チェック	収 集 情 報 名	収 集 情 報 項 目
初動期 (災害発生～3日間)	☐	1. 地震情報(余震情報含む)	震源地・規模・深さ・震度等
	☐	2. 津波情報	津波注意報・警報・津波予報等
	☐	3. 火災・救急情報	<概数被害情報>火災・死傷者等
	☐	4. 避難勧告・指示の発令状況	避難勧告・指示発令時刻・地域等
	☐	5. 市災害対策本部設置情報	市本部設置時間・場所
	☐	6. 自衛隊派遣要請依頼	要請時間・派遣地域・要請内容等
	☐	7. 応援要請	要請時間・要請対象・要請内容等
	☐	8. 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況
	☐	9. 避難所開設情報	避難所名・避難者数等
	☐	10. 被害情報	<概数情報>生き埋め者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等
	☐	11. 遺体検案体制情報	遺体検案体制
	☐	12. 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等
	☐	13. 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等
	☐	14. 交通機関被害情報・運行状況	バス運行状況
	☐	15. 道路被害情報	道路・橋梁等被害状況
	☐	16. 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等
	☐	17. 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等
	☐	18. ガス施設被害情報	ガス被害・復旧見通等
	☐	19. 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等
	☐	20. 医療施設被害情報	被害状況・稼働病院・診療科目等
	☐	21. 災害応急対策実施情報	各部の応急対策実施状況
	☐	22. 応援活動状況	応援部隊活動状況
	☐	23. 県災害対策本部設置情報	県本部設置の有無・設置時間
	☐	24. 市庁舎被害状況	市庁舎の被害概況・電力通信機能
	☐	25. 職員・来訪者の安否情報	死傷者等の発生情報

③ 定時被害情報

時 期 区 分	チェック	収 集 情 報 名	収 集 情 報 項 目
災害発生から4日目以降	☐	1. 地震情報（余震情報）	震源地・規模・深さ・震度等
	☐	2. 津波情報	津波注意報・警報・津波予報等
	☐	3. 火災・救急情報	火災・死傷者等
	☐	4. 避難勧告状況	避難勧告・指示発令時刻・地域等
	☐	5. 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況
	☐	6. 災害救助法適用情報	災害救助法適用基準・適用情報等
	☐	7. 国・県への報告情報	被害情報
	☐	8. 現地対策本部への情報提供	被害状況・対策状況・要望等
	☐	9. 避難所開設情報	避難所名・避難者数等
	☐	10. 被害情報	生き埋め者・死傷者・建物被害等
	☐	11. 遺体検案状況情報	遺体検案状況
	☐	12. 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等
	☐	13. 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等
	☐	14. 交通機関被害情報・運行状況	バス運行状況
	☐	15. 道路被害情報	道路・橋梁等被害状況
	☐	16. 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等
	☐	17. 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等
	☐	18. ガス施設被害情報	ガス被害・復旧見通等
	☐	19. 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等
	☐	20. 医療施設被害情報	被害状況・稼働病院・診療科目等
	☐	21. 災害応急対策実施情報	各部の応急対策実施状況
	☐	22. 広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況
	☐	23. 災害ボランティア活動情報	ボランティア受付・要請情報等
	☐	24. 食品提供情報	食品確保現況・配分現況等
	☐	25. 応急物資供給情報	応急物資現況・配分現況等

6 避難誘導

(1) 目的

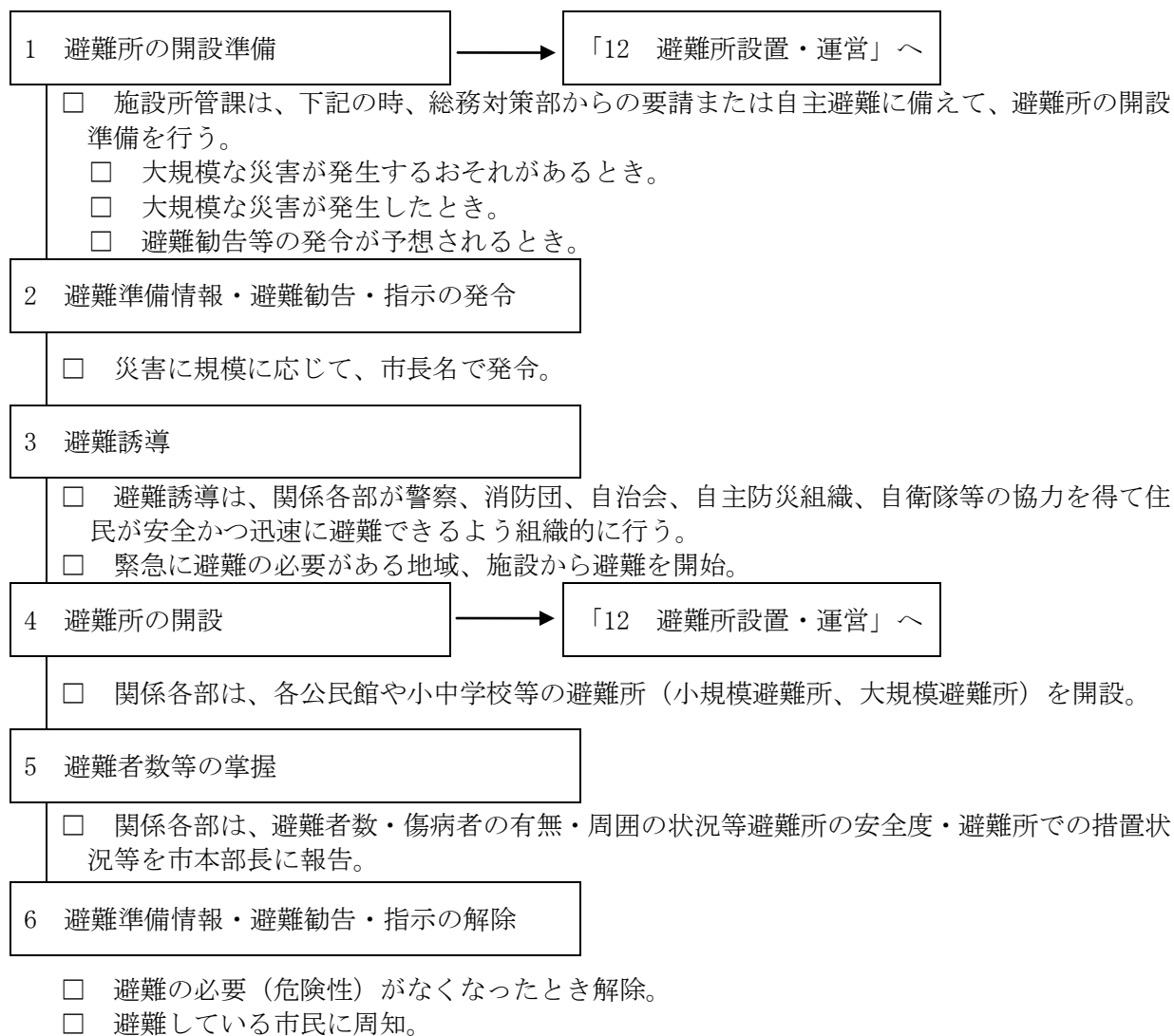
市民の安全確保のために迅速・的確な避難誘導を行うことを目的とする。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第8節 避難計画

第3編 第2章 第8節 避難計画

(3) フロー（災害発生後）



7 要援護者支援

(1) 目的

激甚な災害発生時の初動期に、援護を必要とする高齢者・障がい者・児童及び有病者等に対し、援護活動を実施する各機関が相互に連携をとりながら、必要となる措置を効率的にとることを目的とする。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第1章 第4節 第5款 災害時要援護者の安全確保計画
第2編 第2章 第10節 災害時要援護者対策計画
第3編 第1章 第20節 災害時要援護者安全確保体制整備計画
第3編 第2章 第10節 災害時要援護者対策計画

(3) 避難計画

避難計画については、「沖縄市災害時要援護者避難支援計画」に基づき実施する。

8 医療救護活動

(1) 目的

災害発生時に予想される多数のけが人や病人に対する初期救急医療を行う医療班について、その受入れに関して、また医療班の活動拠点となる救護所の設置に関して定めることを目的とする。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第13節 医療救護計画

第3編 第2章 第14節 医療救護計画

(3) フロー図

1 被災状況の情報収集

- ☐ 災害発生後、まず負傷者の数、医療機関の被災状況などを把握。

2 医療班・救護所の必要性を協議

- ☐ 市民健康班は、被災状況に応じた医療体制について協議し、市災害対策本部に報告。
- ☐ 市民健康班は、医療総合調整を実施。

3 医療班の派遣依頼

- ☐ 病院及び保健所の医療班の編成は原則以下の通り。
 - ① 医師：1名、 ② 看護師又は保健師：3名、 ③ 事務員：1名、 ④ 運転手：1名
 - ⑤ 薬剤師が1名加わることが望ましい。
- ☐ 必要に応じて医療班の派遣を依頼する。
 - ☐ 日本赤十字社
 - ☐ 県立中部病院
 - ☐ 中頭病院
 - ☐ 中部徳州会病院
- ☐ 医療班の配置計画（配置先、医療班員、診療科目等）を作成。

4 医療班の受入れ

- ☐ 医療班は、健康福祉対策部市民健康班が窓口として受入れを調整。
- ☐ 医療班は、現地では、市民健康班の指揮の下、医療救護活動を実施。
- ☐ 医療班は、行った医療行為の内容を記録。
- ☐ 医療班は、医療班受入れリスト（派遣元、配置先、医療班員、診療科目、携行品等）を作成。

5 宿舎・食品・交通手段の確保

- ☐ 医療班は、自己完結型（食品・交通手段等をそれぞれで用意）を原則とする。
- ☐ 医療班は、必要に応じて医療班の宿舎・食品・交通手段を確保。

6 救護所の設置

- ☐ 救護所を設置。
- ☐ 診療所その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用設置。
- ☐ 救護所のリスト、マップを作成。
- ☐ 現地からの報告に基づき、救護所での医療活動に必要な医療品等を、医薬品集積センター（仮称）から調達。
- ☐ 広報を通じて救護所の設置場所、診療内容等を市民に通知。
- ☐ 救護所での医療では対応できない患者は後方医療施設（病院）へ搬送。
- ☐ 臨時救護所の設置
 - ☐ 本部長の指示により避難所（学校公民館等）の、被災者収容施設、被災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所を臨時に設置。

7 医療班の配置

- ☐ 救護所での医療が途切れないよう、医療班を配置。

8 救護所の閉鎖

- ☐ 医師会等と連絡をとり、被災した現地医療機関の状況を見ながら、救護所を閉鎖して地域医療体制へ移行。

9 災害支援の受入れ

(1) 目的

大規模な災害が発生し、市のみで対応できない場合等において、応援要請または自主的判断等により応援を受ける場合、その活動がスムーズに行われることを目的とする。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第7節 広域応援要請計画

第3編 第2章 第7節 応援要請計画

(3) 災害支援受入れフロー（災害発生後）

1 相互応援締結都市への応援要請

- ☐ 現有災害対応能力では、当該災害に対処できないと判断した場合、またはそのおそれがあるとき。
- ☐ 防災班は、災害時相互応援協定締結市町村に対し、被災状況の概略を説明。
- ☐ 防災班は、災害時相互応援協定締結市町村に対し、広域応援を要請。

2 消防に関する応援要請 (緊急消防援助隊を含む)

- ☐ 消防機関相互間であらかじめ締結した協定または消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請。
- ☐ 消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事（防災危機管理課）に依頼。
- ☐ 航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請。

3 職員派遣の要請または職員派遣のあっせんの要請

- ☐ 国の機関に対する職員派遣の要請
 - ☐ 市長が指定地方行政機関の長または指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣を要請。
- ☐ 県に対する職員派遣のあっせんの要請
 - ☐ 市長が知事に対し、指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- ☐ 県または他の市町村に対する職員派遣の要請
 - ☐ 市長が知事または他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

4 広域応援の受入れ

- ☐ 各部は、受け入れた広域応援の支援内容等をもとに、実施対応を検討。

5 広域応援の終了

- ☐ 関係各部は、広域応援が終了後、広域応援の実施機関に対し、必要経費等の報告を求める。

10 広報・報道対応

(1) 目的

災害発生時に正確な災害関連情報を市民等へ提供していく。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第5節 災害広報計画

第3編 第2章 第5節 災害広報計画

(3) 事務処理のフロー（災害発生以降）

1 個々の職員による情報収集と提供

- ☐ 避難所等の災害応急現場の職員は、災害当初には、あらゆる手段を用いて情報を収集。
- ☐ 避難所等の災害応急現場の職員は、同報系防災行政無線、掲示板への情報の張り出し等で市民に提供。
- ☐ 避難所等の災害応急現場の職員は、マスコミ機関からの取材に積極的に対応して、情報収集に努める。
- ☐ 職員は、広報紙を携帯して常に市民に情報提供できるようにする。

2 秘書広報班の広報活動

- ☐ 災害当初は「パブリシティ（メディア媒体を通じた自治体のPR活動・メッセージ）による情報提供（以下の、「4. 内容」を参照）」を中心に、発行体制が整えば広報紙を中心に、全市民（市外避難者を含めて）に対して広報活動を実施。
- ☐ その他の広報媒体で使用可能なものを用いて広報を実施。

3 住民に対する広報事項

- ☐ 不要不急の電話の自粛
- ☐ 被災者の安否
- ☐ 空き病院の情報
- ☐ 二次災害防止のためにとるべき措置
- ☐ 交通情報
- ☐ 食品・生活物資に関する情報
- ☐ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し
- ☐ その他必要と認める事項

4 住民からの問い合わせに対する対応

- ☐ 来庁者に対する広報窓口を設置
- ☐ 広報車を現地へ派遣し、必要な事項の広報活動を実施
- ☐ 住民専用電話による問い合わせ等の広報活動を実施

5 報道機関を通じて広報する内容

- ☐ 災害の種別（名称）及び発生年月日
- ☐ 災害発生場所または被害激甚地域
- ☐ 被害の状況
- ☐ 災害救助法適用の可否
- ☐ 災害対策本部における応急対策の状況
- ☐ その他必要と認める事項

6 平常の広報活動

- ☐ 市の広報媒体及び市広報紙を通じた平常の広報活動を実施。

(4) 内容

① 広報活動にあたっての留意事項

- ☐ 災害時の情報ニーズの把握を実施。
- ☐ それに応じた情報をタイムリーに提供。
- ☐ 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）に対しては、関係機関と連携して、可能なかぎりきめ細やかな情報提供を行う。

② 個々の職員での情報収集と提供

ア) 必要性

- ☐ 災害当初は、市の広報媒体を介した広報活動だけでなく、避難所等の災害応急現場の職員による情報提供活動が非常に重要であり、職員は以下の点に留意して積極的に情報収集及び情報提供を実施。

イ) 情報提供

i パブリシティによる情報提供

- ☐ 避難所等の災害応急現場においてもマスコミの個別取材を通じて、現場から、情報を提供。
- ☐ 留意点
 - ☐ 予想情報の収集と整理
 - ☐ 責任ある対応で積極的な情報提供
 - ☐ 資料をもとに事実を的確に要領よく説明
 - ☐ 取材の記録と秘書広報班への連絡
 - ☐ 情報のファイリングや張り出し掲示

ii 情報及び広報紙の張り出し掲示や配布による情報提供

- ☐ 市民が救援を求めてくる避難所等で、情報提供を行う。
- ☐ 収集した情報を大きな紙に記載して掲示板等に掲示。
- ☐ 必要に応じて、情報をコピーして配布。
- ☐ 留意点
 - ☐ 「5 情報収集・伝達」に基づき情報収集を行う。
 - ☐ その他様々な手段を活用して情報収集を行うこと。
 - ☐ 時系列的な掲示及び配布情報には日付を記載すること。
 - ☐ 古い情報も保存しておくこと。

iii 市民対応時における情報提供

- ☐ 広報紙や問い合わせ先一覧等を携帯して、市民に情報提供ができるように努める。

③ 秘書広報班の広報活動

- ☐ 秘書広報班では、災害当初はパブリシティを中心にメディア媒体で使用可能なものを用いて全市的な情報について広報活動を実施。
- ☐ 秘書広報班では、広報紙の発行体制を整えて早期の発行を図る。
- ☐ 各部において、全市的に広報が必要な情報があれば、秘書広報班に連絡。

ア) 情報収集活動

- ☐ 原則、各部からの情報を主体に広報活動を行うが、災害直後は独自の情報収集活動を行い関係部と連携しながら必要な広報活動を実施。

イ) パブリシティによる広報活動

- ☐ 秘書広報班は、災害発生直後に、「市プレスセンター（仮称）」を設置。
- ☐ 秘書広報班は、報道機関に対して記者会見・資料提供を通じて、情報提供を統括的に実施。
- ☐ プレスセンター運営の留意点
 - ☐ 災害当初は防災班、総務班に集約される被害情報等の初期情報を中心に発表する。
 - ☐ 市災害対策本部会議で、各部から報告される政策情報や復旧情報等で記者発表等が必要な情報について各部と調整して発表。
 - ☐ 市プレスセンターには情報掲示板を配置し、最新情報を掲示。
 - ☐ 記者発表・資料提供の資料を内容別・時系列的にファイルし、マスコミ機関を含め、誰でも常時閲覧できるようにする。
 - ☐ 外国プレス対応のため、通訳者の派遣を依頼。
- ☐ 記者発表する時の留意点

- ☐ 発表できる情報があれば、速やかに秘書広報班がとりまとめる。
- ☐ 発表者は、担当部課長。
- ☐ 発表後は、追加取材に対応できるよう、責任者が待機。
- ☐ 資料は、①だれが、②いつ、③どこで、④何を、⑤なぜ、⑥どうするかを基本要素として箇条書きに簡潔にまとめて作成し、タイトル、問い合わせ先を記載。
- ☐ 記者発表や資料提供した内容で誤りが判明した場合や、その後の状況の変化が生じた場合は、必ず秘書広報班へ連絡。

ウ) 広報紙

- ☐ 文字情報としての広報紙は、行政施策等を複雑な情報を広報する手段として非常に有効であるので早期に発行。
- ☐ 災害当初は、問い合わせ先の電話番号等を記載した「お知らせ」を手書きででも作成し、避難所等に対して、掲示やコピー配布を依頼。
- ☐ 広報紙の配布は、当初は避難所・街頭等に重点的に配布し、発行部数が確保できれば順次、市民の立ち寄る場所（郵便局・銀行等）で拠点配布し、最終的に全市配布。
- ☐ 災害が大規模で市外避難者が発生し、長期化する場合には、広報紙を個別に郵送する市外郵送サービスの実施を検討。

エ) テレビ・ラジオによる広報

- ☐ 災害当初は、パブリシティによる情報提供を通じた利用になるが、その後できる限り市独自の番組枠（既設番組枠の利用等）を設けて、市からの災害情報を提供。

i 緊急放送

- ☐ 広範囲な避難勧告等が発令された場合において、防災班は、L アラート等を活用し、放送局へ情報を伝達する。

ii 広報番組による広報

- ☐ できる限り広報番組を活用し情報を提供。

オ) インターネット等による広報

- ☐ インターネット等による広報は、機器が稼動可能であれば、災害発生と同時に情報を提供。
- ☐ 災害時には市のホームページ、フェイスブック等を利用して情報を提供。

カ) その他

- ☐ 各部等において、カメラ・ビデオカメラ等で記録。

11 外国人への対応

(1) 目的

災害時に日本語が十分でない外国人に対し情報を提供するとともに、通訳の派遣、相談窓口を設置し、適切な対応を行うことを目的とする。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第1章 第4節 第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

(3) 事務処理のフロー（災害発生後）

1 情報収集

- ☐ 情報収集を実施。
 - ☐ 災害時において、外国人は避難所や、日頃利用している教会、外国人コミュニティ施設等に避難するケースが考えられるため、外国人コミュニティ等に対し被災状況等の情報収集を行うとともに、これらコミュニティ等との連携を図る。

2 外国人相談窓口の設置

- ☐ 外国人専用の相談窓口の設置。
 - ☐ 観光振興班は、災害の状況に応じ外国人専用の相談窓口を設置し、課職員を待機させ対応する。
 - ☐ 相談窓口設置後は、外国人からの相談内容を的確に対処する。

3 外国人への広報活動

- ☐ 英語版広報資料の作成。
 - ☐ 観光振興班は、被災外国人への情報伝達を行うため、市広報紙などの広報内容を英語等で表記し、教会や外国人コミュニティ等を通じて広報を行う。

4 通訳者の手配・派遣

- ☐ 通訳者の確保。
 - ☐ 外国人の災害時の言語面でのハンディキャップを解消するため、災害の状況に応じ必要な通訳者を確保する。
 - ☐ 通訳者確保は、災害時通訳ボランティアに登録されているボランティアへ支援依頼する。
 - ☐ 長期的な配置の必要があるケースが多い場合は、県や教会、国際交流団体等に依頼する。
- ☐ 通訳者の派遣
 - ☐ 海外支援部隊、海外からのマスコミ、各種市民の窓口等で通訳者が必要な場合、それぞれの部局からの要請に基づき、県や教会、国際交流団体等を通じて通訳者を派遣する。

12 避難所の設置・運営

(1) 目的

災害発生時に、被災者の円滑な救援・救護対策を図るため、避難所の開設及び運営に関する手順を勤務時間内と夜間・休日などの勤務時間外とに分けて定める。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第8節 避難計画

第3編 第2章 第8節 避難計画

(3) 避難所開設のフロー

避難所開設・運営等については、各施設において作成する「避難所運営マニュアル」に基づき行うものとする。

※本庁舎への避難者への対応

- ☐ 本来、大規模災害時には災害対策本部の設置場所で、市内被災者全体へ支援するための機能を果たすための施設であり、原則として避難者を受け入れることは困難である。
- ☐ ただし、庁舎の安全性及び庁舎機能の維持・利用形態に問題がなく、対策本部長（市長）が必要と認めた場合は、一時的な避難所として開設し、避難者を受け入れることができる。
- ☐ 近隣の避難所等の受け入れ体制が整備されれば、避難者に対して移動を促し、避難所を閉鎖する。
- ☐ 一時的な避難所として開放した場合の避難者への対応
 - ☐ 避難者対応職員は、避難者が他のフロアーに移動しないよう注意する。
 - ☐ 食糧や生活必需品等の必要物資を確保
 - ☐ 避難所運営及び市民への物資の配給業務などを実施
 - ☐ 近隣の避難所の安全性及び受け入れが開始され次第、移動をしてもらう。

13 食品・物資の供給

(1) 目的

災害発生時における食品・物資の確保及び供給に関する事項について定め、迅速かつ組織的に対応することを目的とする。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 18節 食品供給計画

第3編 第2章 19節 食品供給計画

(3) 基本方針

災害時の食品・物資については、まず備蓄で対応し、必要がある場合に調達を行うこととするが、これに拠りがたい場合には、国、県及び他市町村からの援助によってまかなうこととする。

市民対策部及び経済文化対策部は、災害に備え食品・物資を備蓄し、また災害発生時には総合オペレーションセンター（仮称）を設置し、関係機関の協力を得て食品・物資の確保・供給についての総合調整を行う。

また、備蓄体制を整備するとともに、関係業者との災害時に関する協定を締結する。

(4) 対策フロー

1 避難者数及び備蓄数の把握

- ☐ 各避難所における避難者数の把握
- ☐ 各避難所における食糧等の備蓄数の確認
- ☐ 市全体での備蓄数の確認

2 各避難所における要請の把握・リスト作成

- ☐ 各避難所に足りていない食糧や物資を確認しリストを作成

3 物資の輸送

- ☐ 市内の通行できる道路を確認し、各避難所までのルートを作成
- ☐ 輸送のための車両の確保
- ☐ 必要に応じて、協定を締結している企業に応援を要請

4 応援要請の検討・実施

- ☐ 必要に応じて応援を検討し、市で備蓄している物資では不足している場合、応援を要請する。
 - ☐ 国・県
 - ☐ 姉妹都市（米沢市・東海市）
 - ☐ 嚶鳴協議会
 - ☐ 生活協同組合コープ沖縄
 - ☐ 沖縄コカ・コーラボトリング株式会社
 - ☐ イオン琉球株式会社

5 物資集積所の確保・整理

- ☐ 各機関等からの応援物資を集積する場所及び人員を確保する。
- ☐ 応援物資を項目ごとに分け整理する。
 - ☐ 飲料水
 - ☐ 一般食
 - ☐ アレルゲンフリー食
 - ☐ 災害時要援護者食
 - ☐ 粉ミルク
 - ☐ 毛布
 - ☐ トイレ
 - ☐ おむつ（子供用・大人用）
 - ☐ 生理用品
 - ☐ その他

※ 1～5を繰り返す

14 給水

(1) 目的

水道施設に多大な被害を受け、住民等が飲料水を得ることができなくなった場合、最小限度必要な量の飲料水を供給するための体制をつくり、市民生活の安定に寄与する。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第17節 給水計画

第3編 第2章 第18節 給水計画

(3) 事務処理のフロー図（災害発生後）

1 職員の配備

- ☐ 職員の配備は、水道対策部が連携して実施。
- ☐ 水道対策部水道総務班は、被害状況や復旧の進捗状況に応じて、各班の職員配備を調整し各班間の職員を融通する。

2 災害情報の収集

- ☐ 職員は、出勤の途上あるいは災害対策活動中において周囲の情報収集を実施。

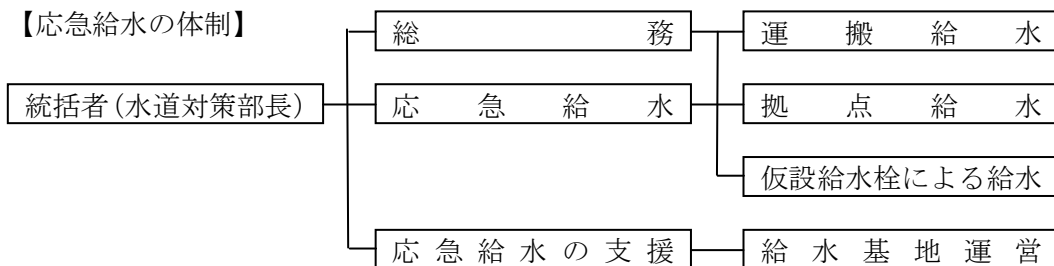
3 応急給水資機材の確保

- ☐ 水道対策部管理班および協力班は、備蓄している給水容器の実数を確認。
- ☐ 水道対策部管理班および協力班は、本部へ報告。
- ☐ 不足する資機材の調達方法については、水道総務班と協議。

4 応急給水の実施

- ☐ 水道対策部長は、応急給水を効率的に行うための体制を整備。
- ☐ 水道対策部長は、給水優先順位を決める。
 - ☐ 医療施設、社会福祉施設、避難場所等の施設に対しては、優先的に給水を行う。

【応急給水の体制】



- ☐ 給水量は、1人1日20リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。

5 広報

- ☐ 水道対策部は、応急給水の場所、時間等の水の入手に関する情報の提供について自治会等の協力や掲示板の活用などにより実施。
- ☐ 水道対策部は、随時、市災害対策本部へ情報提供する。
- ☐ 水道対策部は、広報の統一化と情報発進の窓口の一体化を図るため責任者を定める。

6 応援要請 受入れ

- ☐ 県及び他の市町村、日本水道協会沖縄県支部（TEL：098-941-8740）等への応援要請・連絡調整を行う者あるいは応援隊の宿舎等を担当する部署について定める。

(4) 市内の水源容量及び非常用飲料水袋

① 水源容量

八 重 島 配 水 池	全容量：9,537 m ³
八 重 島 第 2 配 水 池	全容量：6,440 m ³
松 本 配 水 池	全容量：3,167 m ³
大 里 配 水 池	全容量：4,850 m ³
高 原 配 水 池	全容量：4,000 m ³
胡 屋 配 水 池	全容量：5,000 m ³
合 計	32,994 m ³

② 非常用飲料水袋

非常用飲料水袋（6ℓ）	4,000 個
-------------	---------

15 ボランティアとの連携

(1) 目的

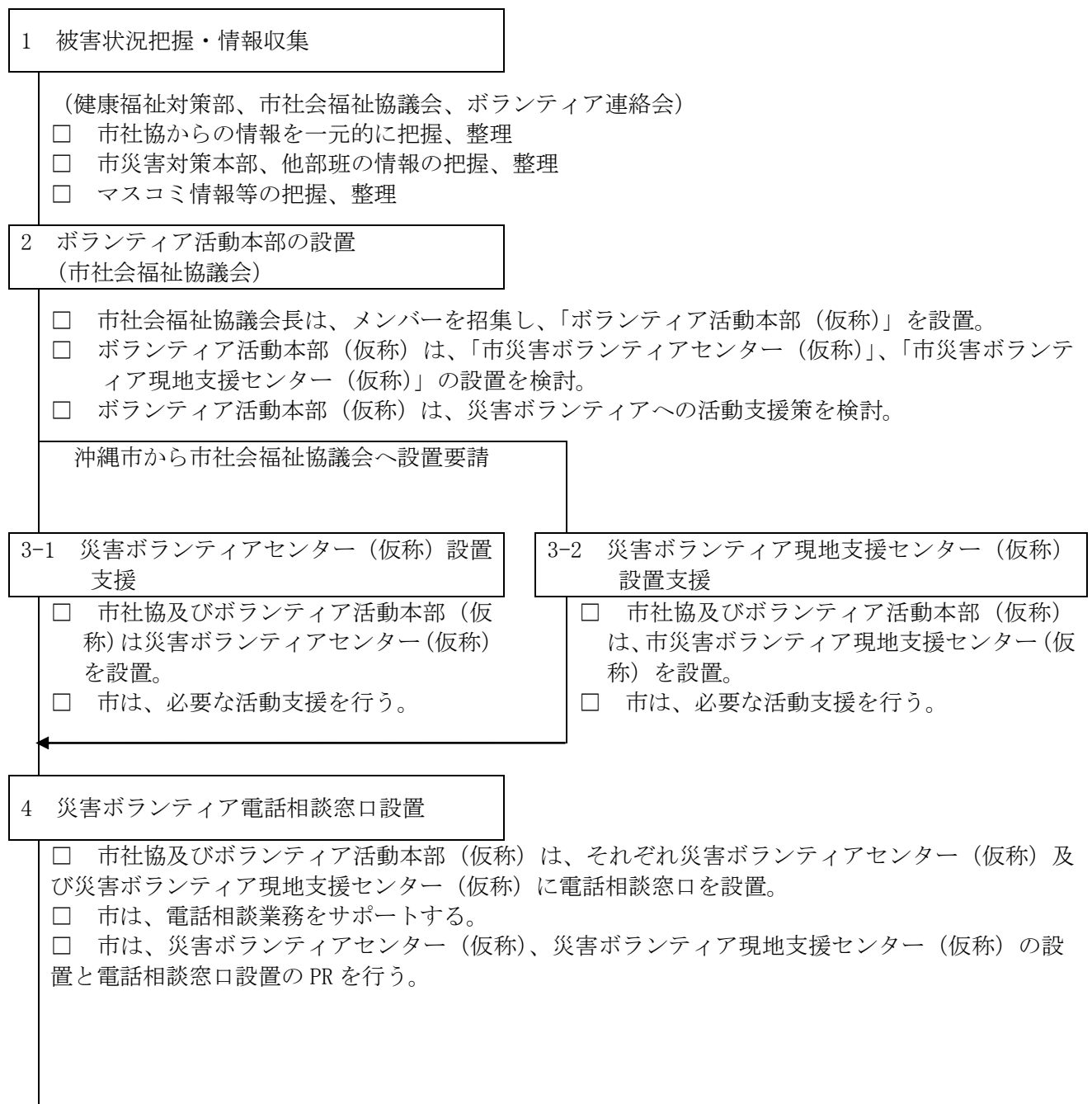
災害発生時における被災者の生活支援には、迅速性、即応性、柔軟性、個別性等が必要とされ、それらの原理で活動するボランティア活動の有効性、有益性が確認されている。行政とボランティアはそれぞれ行動原理に基づき、また、独自の役割を明確にし、相互に補いあう対等なパートナーとして認識するとともに、お互いに連携・協力することが必要である。災害発生時にもボランティアが活動しやすい環境を整備するとともに、非常時に機能的なボランティア活動が展開されるようボランティア団体との連携を図る。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第30節 ボランティア受入計画

第3編 第2章 第32節 ボランティア受入計画

(3) 活動支援のフロー（災害発生後）



5 災害ボランティア保険の加入

- ☐ 市は、ボランティア保険に加入する。
- ☐ 市社協は、ボランティア保険加入窓口となる。
- ☐ 市社協は、事故後の申請窓口及び保険会社との連絡調整業務を担当する。

6 災害ボランティア活動支援

- ☐ 市からの活動支援を行う。
- ☐ 市社協からの活動支援を行う。

16 行方不明者の捜索・遺体の埋火葬

(1) 目的

地震、風水害等の災害によって行方不明となった者の捜索及びこれらの災害により発生した遺体の安置・処理、身元不明又は火葬を行う者がいない遺体の埋火葬等を円滑かつ適切に行う。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

第3編 第2章 第22節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

(3) 行方不明者の捜索、遺体の安置・処理等フロー（災害発生後）

1 死者の発生数・被害状況の確認

- ☐ 市民対策部市民班は、行方不明者リスト等を作成する。
- ☐ 保護班は、葬祭業者等に連絡し今後の調達について協力を依頼。

2 行方不明者の捜索

- ☐ 行方不明者リストの作成
 - ☐ 市民班は、庁舎に行方不明者相談所を開設。
 - ☐ 届出を受けた行方不明者について行方不明者届出票を作成。
 - ☐ 行方不明者については、避難者名簿等と照会し、捜索者名簿を作成の上消防本部へ送付。
- ☐ 捜索隊の設置
 - ☐ 必要に応じ消防対策部に捜索隊を設置。
 - ☐ 行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防職員を中心に各班員をもって編成。
- ☐ 対策本部は、消防対策部及び県警察・中城海上保安部、自衛隊に協力を依頼。
- ☐ 対策本部は、消防対策部等と連絡を取りながら、必要な人員及び捜索機器を調達。
- ☐ 状況によっては、地元自治会や住民等の協力を得ながら捜索を実施。

3 行方不明者発見後の処置

- ☐ 負傷者等の収容
 - ☐ 捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、または警察及び中城海上保安部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
- ☐ 遺体の収容
 - ☐ 健康福祉対策部保護班は、遺体を速やかに適切な場所に収容し、身元識別等のため関係機関に周知する。
 - ☐ 多数遺体収容指定場所：沖縄市武道館

4 遺体安置所の設置

- ☐ 保護班は、警察署とも協議しながら、安置所を確保。
- ☐ 保護班は、シート、毛布等の必要な物品を調達。
- ☐ 保護班は、安置所に指定した場所とその総数及び各安置所の受け入れ可能な遺体数について所轄の消防署・警察署に連絡。

5 遺体の安置

- ☐ 納棺、仮葬祭用品等の確保
 - ☐ 保護班は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
 - ☐ 保護班は、納棺作業の指導のための要員を確保する。
- ☐ 保護班は、捜索により発見した遺体を安置する。
- ☐ 遺体調書及び遺体台帳等の作成
 - ☐ 保護班は、死体検分調書等を引き継いだ遺体について、遺体発見の日時及び場所、氏名等について確認のうえ「遺体調書」及び「遺体台帳」を作成するとともに、棺に氏名等を添付する。
- ☐ 保護班は、開設している遺体安置所と安置所ごとの遺体安置数について整理する。

6 遺体の処置

- ☐ 保護班は、警察官による見分及び医師による検案が速やかに行われるように警察と連絡をとりあい協力する。
- ☐ 遺体は、警察官または海上保安官が所要の死体検視調書を作成した後、遺族または市長に引き渡す。
- ☐ 保護班は、見分・検案の済んだ遺体について、必要に応じて洗浄・縫合・消毒等の処置を実施。
- ☐ 保護班は、洗浄等の処置の済んだ遺体を納棺し、一時保管（ドライアイスで遺体の腐乱を防ぐ）。
- ☐ 保護班は、遺体が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合においては、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等を確保する。

7 遺体の身元確認・引き渡し・安置所の撤収

- ☐ 保護班は、警察等と協力しながら、身元引受人の発見に努める。
- ☐ 保護班は、遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、「遺体調書」「遺体台帳」により整理の上引き渡す。
- ☐ 保護班は、誰にいつ引渡したか「遺体台帳」に記載する。
- ☐ 保護班は、「遺体台帳」等により市の取扱い件数等を取りまとめ、県に報告。
- ☐ 保護班は、安置された遺体が全て引き渡されたら、安置所を撤収。

(4) 遺体火葬フロー（災害発生後）

1 死者の発生数、被害状況の確認

- ☐ 保護班は、市災害対策本部より災害状況、規模を確認。
- ☐ 保護班は、死者数・行方不明者数・安置遺体数を確認。

2 市営斎場の状況確認

- ☐ 保護班は、斎場施設の被害状況、ライフライン状況を確認。
- ☐ 保護班は、斎場職員の出勤状況を確認。
- ☐ 保護班は、火葬業務に必要な物品（火葬用品、灯油、骨つぼ等）の調達を依頼。
- ☐ 保護班は、斎場に被害がある場合は、復旧見込みを確認し火葬能力を把握。

3 火葬方法の検討

- ☐ 保護班は、死者数、被害状況、斎場の機能状況等を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定。
- ☐ 保護班は、県に被害状況を報告。
- ☐ 保護班は、必要があれば市外斎場利用の協力を依頼。
- ☐ 保護班は、市内外の斎場利用方法の調整を実施。

4 斎場利用の情報提供

- ☐ 保護班は、火葬計画に基づき、市内外の斎場の利用方法、利用可能場所・日時等の情報を市災害対策本部を通じて遺族に提供。

5 遺骨・遺留品の一時保管

- ☐ 保護班は、火葬された遺骨及び遺留品を、遺体が収容された安置所に一時保管。

17 道路災害応急対応

(1) 目的

災害による交通遮断から、救急救援活動の道路交通を確保するため、道路管理者は道路啓開を実施し、緊急輸送路等の確保に努めることを目的とする。

(2) 地域防災計画との関連

- 第2編 第2章 第14節 交通輸送計画
- 第2編 第2章 第31節 公共土木施設応急対策計画
- 第3編 第1章 第19節 交通確保・緊急輸送計画
- 第3編 第2章 第33節 公共土木施設応急対策計画

(3) 事務処理のフロー（災害発生後）

1 情報の収集整理・報告

- ☐ パトロール：1班2名で実施。職員が不足する場合、可能なら協力業者にも依頼。
- ☐ 調査項目：道路の通行可否、被災内容、応急復旧の可否、通行状況などを調査。
- ☐ 緊急措置：通行不能道路を通行止めにする。（バリケード、ロープ、コーン等を使用）
- ☐ 結果報告：写真、周辺地図等を添付し報告する。
- ☐ 情報整理：被害状況図の作成、道路交通情報の把握、復旧情報を把握。

2 交通規制

- ☐ 県公安委員会と協議し、通行止め、迂回路を設定。

3 情報の提供

- ☐ 関係機関等に交通規制・道路工事等の情報を提供
 - ☐ 西日本高速道路株式会社沖縄管理事務所（TEL：098-875-1649、[夜間] 098-878-7862（管制室））・県中部土木事務所（TEL：098-894-6510）・他の道路管理者
 - ☐ マスコミ・市民
 - ☐ 警察・消防・電気・ガス・水道・NTT等

4 道路啓開

- ☐ 二次災害発生を防止するため、緊急措置として交通規制を行っている路線の道路啓開を行う。
- ☐ 優先順位決定にあたっては、以下の点に留意して決定。
 - ☐ 緊急輸送道路に指定している路線
 - ☐ 病院・警察署・消防署等の防災関係機関を結ぶ路線
 - ☐ 主要な防災拠点に接続する路線等
 - ☐ 道路啓開は、原則2車線以上を確保。

5 応急補修工事

- ☐ 亀裂・段差・陥没の補修、崩土除去、土嚢積み、倒木・看板等の撤去等の実施。

6 道路交通障害物件の除去

- ☐ 通行障害物の調査を行う。
- ☐ 除却工事実施箇所の決定及び道路占有者に対する撤去の指示を行う。
- ☐ 緊急輸送路は、県公安委員会・警察と協力して撤去を実施。
- ☐ その他道路は占有者に除去を指示または、所有者の同意書を提出してもらい除却する。

7 応援の要請・受入

- ☐ 中部土木事務所長及び他の土木事務所、他市町村に応援を要請。

8 工事完了・交通の開放

- ☐ 関係機関等に交通規制・道路工事等の情報を提供。

9 情報の提供

- ☐ 西日本高速道路株式会社沖縄高速道路事務所（TEL：098-876-8950）
県中部土木事務所（TEL：098-894-6510）・他の道路管理者
- ☐ マスコミ・市民
- ☐ 警察・消防・電気・ガス・水道・NTT 等

18 し尿処理及び災害廃棄物処理

(1) 目的

大規模災害発生後のライフラインの途絶（水道の不通等）によるトイレパニックをふまえ、仮設トイレ等の備蓄・下水道マンホールの利用等により、災害時におけるし尿処理の体制を確立し、し尿処理を迅速に行う。

(2) 地域防災計画との関連

第2編 第2章 第20節 感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

第3編 第2章 第21節 感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

(3) し尿処理のフロー（災害発生後）

1 避難所数・避難者数の把握

- ☐ 市民対策部環境班は、関係各部より、避難者の人数と地域状況を把握。

2 仮設トイレの設置

- ☐ 市民対策部環境班は、避難所の規模に応じて、仮設トイレの設置基数を確定。
- ☐ 市民対策部環境班は、備蓄トイレ・流通在庫等を活用し、仮設トイレを設置。

3 し尿収集の実施

- ☐ 災害の規模に応じ各許可業者に指示して集中汲み取りを実施。
- ☐ し尿の処理は、全量を倉浜衛生組合において処理する。
- ☐ 倉浜衛生組合で処理できない場合は、近隣市町村に処理を依頼する。

4 仮設トイレの撤去

- ☐ 上下水道等が復旧し、仮設トイレが不要になったときは撤去。

5 仮設トイレの備蓄

- ☐ 年次計画により、仮設トイレを備蓄。

(4) ごみ処理のフロー（災害発生後）

1 避難者数の把握

- ☐ 市民対策部環境班は、関係各部より、避難者の人数と地域状況を把握。

2 ごみ処理の実施

- ☐ 被災地及び避難所に市の車両を配車して実施する。
- ☐ 災害が広範囲にわたり市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者車両及び許可業者車両を借上げて収集する。
- ☐ ごみの集積地は、地域自治会長等と協議して定める。
- ☐ ごみの処理は、原則として市の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

(5) 災害廃棄物処理のフロー（災害発生後）

1 被害情報の把握

- ☐ 被災証明発行に基づく被災家屋の棟数を把握。

2 解体申請の受付

- ☐ 解体申請書類を固定資産評価証明等と照合し、受付を行う。

3 現地調査の実施

- ☐ 近隣住人に確認し、優先順位を決定し、発注名簿を作成。

4 解体作業の実施

- ☐ 市発注による公費解体を原則として、解体作業を実施。

5 処理処分計画の策定

- ☐ 災害廃棄物の発生量を把握。
- ☐ 仮置場の設置を検討。
- ☐ 処理処分方法を決定。

6 処理処分の実施

- ☐ 原則として、市域内処理として、必要に応じて市域外処理の検討を実施。

19 大規模火災時の対応

(1) 目的

消防対策部が行う大規模火災時の対応について定める。特に、最低の警備力となる休日・夜間に発生した場合を想定する。

(2) 地域防災計画との関連

第3編 第2章 第12節 消防計画

(3) 消防計画

大規模火災時には、消防本部の定める「沖縄市消防計画」によるものとする。